

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業

認可外保育施設に対する指導監督の実施における  
標準化に向けた調査研究

報告書

令和8年3月

株式会社 日本経済研究所



≡≡≡ 認可外保育施設に対する指導監督の実施における ≡≡≡  
標準化に向けた調査研究調査研究報告書

< 目 次 >

第1章 本調査研究事業の実施概要	1
1 本調査研究事業の背景と目的	1
2 本調査研究事業の内容と実施方法	3
第2章 認可外保育施設の指導監督の状況調査	6
1 調査の概要	6
2 調査の結果	8
第3章 こどもの預かりサービスのマッチングサイトに関する調査	9
1 調査の概要	9
2 調査の結果	11
第4章 認可外保育施設に対する実態状況アンケート調査	17
1 調査の概要	17
2 調査の結果	21
第5章 指導監督の参考となる事例集の更新	60
第6章 指導監督の参考となるQ & A集の更新	67
第7章 認可外保育施設の状況と指導監督にかかる今後の方向性について	68

## 第1章 本調査研究事業の実施概要

### 1 本調査研究事業の背景と目的

近年の家族形態の多様化や少子化等の社会的変化を背景として、保育所に期待される役割は重要性を増すとともに、保育所に求められる機能やサービスの幅が広がり、柔軟かつ多様な保育の受け皿が必要とされている。こうした状況を受け、国や自治体においては、量的な受け皿整備と併せて、保育の質の確保・向上を重視した制度整備や支援の充実に継続的に取り組んできたところである。

保育所は、主に認可保育所や認定こども園等、市町村等からの認可を受けて運営される「認可保育所等」とそれ以外の「認可外保育施設」に大別される。認可保育所等は、開設にあたり児童の定員や保育室の面積等に厳格な基準がある一方で、認可外保育施設は後述する指導監督基準の範囲内で比較的自由度の高い保育サービスの提供が可能になっており、多様な保育ニーズの充足に重要な役割を果たしている。国においても、このような特性を踏まえ、認可外保育施設を多様な保育の受け皿の1つとして位置付けつつ、安全性や保育の質を確保する観点から制度的な対応を段階的に強化してきた経緯がある。

認可外保育施設については、安心かつ安全な保育を提供するため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令和6年3月29日こ成保第206号こども家庭庁成育局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）に基づき、保育所を管轄する都道府県等が指導監督を行っているところである。これらの指導監督は、是正指導を通じて施設の改善を促すとともに、現場の実情を踏まえた助言を行うなど、保育の質の確保・向上を支援する役割を果たしている。

しかしながら、認可外保育施設が指導監督基準を満たすよう、立入調査等による指導監督の徹底が求められるところ、立入調査の実施状況については64.2%、そのうち指導監督基準の適合状況は74.3%（2023年度（令和5年度）末時点）となっており、立入調査率の向上と指導監督基準への適合する施設数を増やすことに、引き続き取り組む必要がある。

また、指導監督を実施される側である認可外保育施設の運営状況や課題について詳細に把握することも必要である。冒頭に述べたように多様な受け皿のニーズに対応し、比較的自由度の高いサービスを提供する認可外保育施設は、施設の類型や特性が幅広く、施設の運営の実態や施設が抱える運営課題も同一ではない。質が確保された保育の提供に向けて指導監督基準への適合を促していく上でも、基準への適否を確認のみならず、施設の実態を十分に把握し、実効性ある支援や指導に繋げていく視点が重要である。

特に、認可外の居宅訪問型事業（いわゆるベビーシッター）では立入調査実施率が33.9%、そのうち指導監督基準に適合する施設の割合が56.8%と、施設種別のなかでも相対的に低い状況にあり、ベビーシッターが関わる事件・事故が過去に発生したことなどからも、居宅訪問型事業のサービス提供に関連する状況を注視する必要がある。個人の認

可外の居宅訪問型事業者の多くは、事業実施にあたり、こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用しているものと思われる一方で、マッチングサイトの運営実態については2021年度（令和3年度）に調査研究を行っているものの、保育者の登録・利用時の条件や安全管理の状況について、必ずしも十分に把握できていないのが現状である。

このような背景のもと、本調査研究では、指導監督の最新の状況を確認しつつ、認可外保育施設の実態状況とこどもの預かりサービスマッチングサイトの運営状況を把握し、これらの調査結果を成果報告書にまとめる。また、実際に指導監督に関わる担当者の業務の参考となるような事例集の作成・更新も併せて行う。この作成・更新は、事例集の実効性をより向上させる視点から、実際の業務担当者の声を反映したものとする。

これらの取組みと取組成果を、実際に認可外保育施設の指導監督を実施している担当者に周知し現場に提示することで、より適切かつ円滑な指導監督の実施と、専門的な視点で立入調査ができる人材の増加、及び認可外保育施設の質の確保・向上に資することを目的とする。

## 2 本調査研究事業の内容と実施方法

本調査研究事業は、主に以下の（１）から（６）の６種類の調査及び自治体意見交換会の設置・開催によって構成している。

### （１）認可外保育施設の指導監督の状況調査

これまでに実施した「認可外保育施設の現況取りまとめ」を基に、最新の指導監督状況を把握すべく、2024年度（令和6年度）末時点における都道府県等の認可外保育施設の指導監督の状況を調査する。

調査内容には、2025年（令和7年）3月31日時点の認可外保育施設の施設数、入所児童数の状況も含む。

### （２）こどもの預かりサービスのマッチングサイトに関する調査

こども家庭庁においては、安全な保育環境の整備を目的に、専門委員会の議論を踏まえて「こどもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を作成・公表している。ベビーシッターサービス利用者を対象にこどもの預かりサービスを行う個人のベビーシッターとのマッチングを行うサイトを運営する主な事業者に対して、運営実態や安全な預かりに関する課題とガイドラインへの適合状況を把握するために、必要なアンケート調査及びヒアリング調査を行う。

### （３）認可外保育施設の実態状況アンケート調査

さまざまな特徴や保育方針の施設が混在している認可外保育施設において、特徴・類型ごとの運営実態と課題を詳細に把握するため、自治体を通して全国の認可外保育施設に対してオンラインアンケート調査を行う。

### （４）指導監督の参考となる事例集の更新

#### ア 事例集の位置づけ

「令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 認可外保育施設に対する指導監督の質の向上等に関する調査研究」において認可外保育施設への指導監督の質を向上することを目的として作成され、最新は「令和6年度 子ども・子育て支援調査研究事業 認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究」において更新された。

#### イ 更新の視点

都道府県等における巡回支援指導の実施にあたり、特徴的な仕組みを有している事例や、保育の質向上や自治体業務量の適正化などの効果に繋げる工夫を行っている事例などの好事例を付加した。

## (5) 指導監督事務の参考となるQ&A集の更新

### ア Q&A集の位置づけ

認可外保育施設への指導監督並びに「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(令和6年3月29日付け成保第218号通知)に基づく証明書交付の実施に当たって、局長通知別紙「認可外保育施設指導監督の指針」(以下「指導監督指針」という。)及び指導監督基準に関するこども家庭庁の見解を示すものである。令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究」にて作成され、最新は「令和6年度子ども・子育て支援調査研究事業 認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究」において更新された。

### イ 更新の視点

Q&A集を参照し適切に業務が進めやすくなるよう、時点情報等の更新を行った。

## (6) 自治体意見交換会の設置・開催

### ア 自治体意見交換会の目的

巡回支援指導員を配置又はそれに関連した工夫や検討をしている都道府県や市区町村等の担当者による意見交換会を設置し、担当者の視点での指導監督の事例や、巡回指導支援員による、認可外保育施設が指導監督基準を満たすための指導例等を聴取するほか、事例集等の作成に向けてご意見を頂いた。

### イ 自治体意見交換会の実施方法

#### (ア) 自治体意見交換会の委員

(五十音順、個人名非掲載)

所 属
愛知県庁 福祉局 子育て支援課 施設指導グループ
茨城県庁 福祉部 子ども政策局 子ども未来課
佐賀県庁 健康福祉部 男女参画・こども局こども未来課
品川区役所 子ども未来部 保育入園調整課 指導検査担当
那覇市役所 こどもみらい部 こども教育保育課

その他、オブザーバーとして、こども家庭庁 成育局保育政策課 認可外保育施設担当室の参加を得て、検討を進めた。

(イ) 自体意見交換会の開催時期・内容

以下のとおり、自治体意見交換会を2回にわたり開催した。

回	時期	内容
第1回	2025年10月24日(金) 10時00分～12時00分	・巡回支援指導及び集団指導の実施状況等について
第2回	2026年2月27日(金) 10時00分～12時00分	・巡回支援指導を実施しやすくなるために必要なこと ・事例集等への効果的な反映 ・報告書について

## 第2章 認可外保育施設の指導監督の状況調査

### 1 調査の概要

これまでに実施した「認可外保育施設の現況取りまとめ」を基に、最新の状況を把握すべく、2024年度（令和6年度）末時点における認可外保育施設の指導監督の状況を調査した。調査方法は、電子メールにてこども家庭庁 成育局保育政策課 認可外保育施設担当室より都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市あてに照会を行った。

#### （1）調査項目（2025年（令和7年）3月31日時点の状況について調査）

##### ア 施設数、入所児童数の状況

- 届出対象施設数
- 入所児童数規模別の施設数
- 届出対象施設数の変動状況、増減理由
- 認可の施設・事業への移行の内訳
- 届出対象施設の入所児童数
- 年齢区分別入所児童数 等

##### イ 立入調査の実施状況

##### ウ 立入調査結果及び指導状況

- 2024年度（令和6年度）の立入調査結果
- 「指導監督基準に適合していないもの」についての最終的な指導状況
- 指導監督基準に適合していない主な項目

##### エ 無償化にかかる新経過措置に関する事項

#### （2）調査対象

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（137か所）		
001. 北海道	047. 沖縄県	093. 長野県長野市
002. 青森県	048. 北海道札幌市	094. 長野県松本市
003. 岩手県	049. 宮城県仙台市	095. 岐阜県岐阜市
004. 宮城県	050. 埼玉県さいたま市	096. 愛知県豊橋市
005. 秋田県	051. 千葉県千葉市	097. 愛知県岡崎市
006. 山形県	052. 神奈川県横浜市	098. 愛知県一宮市
007. 福島県	053. 神奈川県川崎市	099. 愛知県豊田市
008. 茨城県	054. 神奈川県相模原市	100. 滋賀県大津市
009. 栃木県	055. 新潟県新潟市	101. 大阪府豊中市
010. 群馬県	056. 静岡県静岡市	102. 大阪府高槻市
011. 埼玉県	057. 静岡県浜松市	103. 大阪府枚方市

012. 千葉県	058. 愛知県名古屋	104. 大阪府八尾市
013. 東京都	059. 京都府京都市	105. 大阪府寝屋川市
014. 神奈川県	060. 大阪府大阪市	106. 大阪府東大阪市
015. 新潟県	061. 大阪府堺市	107. 大阪府吹田市
016. 富山県	062. 兵庫県神戸市	108. 兵庫県姫路市
017. 石川県	063. 岡山県岡山市	109. 兵庫県尼崎市
018. 福井県	064. 広島県広島市	110. 兵庫県明石市
019. 山梨県	065. 福岡県北九州市	111. 兵庫県西宮市
020. 長野県	066. 福岡県福岡市	112. 奈良県奈良市
021. 岐阜県	067. 熊本県熊本市	113. 和歌山県和歌山市
022. 静岡県	068. 北海道函館市	114. 鳥取県鳥取市
023. 愛知県	069. 北海道旭川市	115. 島根県松江市
024. 三重県	070. 青森県青森市	116. 岡山県倉敷市
025. 滋賀県	071. 青森県八戸市	117. 広島県呉市
026. 京都府	072. 岩手県盛岡市	118. 広島県福山市
027. 大阪府	073. 秋田県秋田市	119. 山口県下関市
028. 兵庫県	074. 山形県山形市	120. 香川県高松市
029. 奈良県	075. 福島県福島市	121. 愛媛県松山市
030. 和歌山県	076. 福島県郡山市	122. 高知県高知市
031. 鳥取県	077. 福島県いわき市	123. 福岡県久留米市
032. 島根県	078. 茨城県水戸市	124. 長崎県長崎市
033. 岡山県	079. 栃木県宇都宮市	125. 長崎県佐世保市
034. 広島県	080. 群馬県前橋市	126. 大分県大分市
035. 山口県	081. 群馬県高崎市	127. 宮崎県宮崎市
036. 徳島県	082. 埼玉県川越市	128. 鹿児島県鹿児島市
037. 香川県	083. 埼玉県川口市	129. 沖縄県那覇市
038. 愛媛県	084. 埼玉県越谷市	130. 東京都港区
039. 高知県	085. 千葉県船橋市	131. 東京都品川区
040. 福岡県	086. 千葉県柏市	132. 東京都世田谷区
041. 佐賀県	087. 東京都八王子市	133. 東京都中野区
042. 長崎県	088. 神奈川県横須賀市	134. 東京都豊島区
043. 熊本県	089. 富山県富山市	135. 東京都荒川区
044. 大分県	090. 石川県金沢市	136. 東京都板橋区
045. 宮崎県	091. 福井県福井市	137. 東京都葛飾区
046. 鹿児島県	092. 山梨県甲府市	138. 東京都江戸川区

## 2 調査の結果

状況調査では、上記記載の調査対象 138 自治体全てから回答を得た。(回答率 100%)  
詳細は、後日、こども家庭庁より公表される調査結果のとおりである。

### 第3章 こどもの預かりサービスのマッチングサイトに関する調査

#### 1 調査の概要

認可外保育施設全般において、安心・安全な保育の提供を確保するため、こども家庭庁では「認可外保育施設指導監督基準」を定めた上で各自治体の指導監督を支援するさまざまな取組みを進めているほか、特にベビーシッターについては、過去に発生したベビーシッターによる痛ましい事件を受け、安全な保育環境の整備を目的に、専門委員会の議論を踏まえてガイドラインを作成・公表（※）している。

しかしながら、こどもの預かりサービスのマッチングサイト運営事業者のガイドラインへの対応状況、安心・安全な保育環境の整備に向けた取組み状況や、運営実態と課題については、これまで詳細な調査は行われてこなかった。

そこで、本調査研究の一環として、ガイドラインへの対応状況や、安心・安全な保育環境の整備に向けた取組みを把握することを目的として、こどもの預かりサービスにおけるマッチングサイトの運営実態と課題について調査を行った。

※こども家庭庁ホームページ「こどもの預かりサービスのマッチングサイト関連」

[https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/matching\\_site](https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/ninkagai/tsuuchi/matching_site)

#### (1) 調査方法

アンケート調査とヒアリング調査を行った。

まず、Web サイト上で運営状況が確認できるマッチングサイト事業者に対してメールでアンケート調査票を送付し回答を依頼した。

事業者からの回答内容について、回答内容をより適切かつ詳細に把握すべく、オンラインヒアリング調査を実施し、回答内容の補足を得た。

#### (2) 調査項目

以下の項目に対して任意で回答を依頼した。

設問の設定に当たっては、マッチングサイトに登録する利用者（こどもを預ける保護者）の状況と、保育者（預かりサービスを提供するベビーシッター）双方の状況を把握する設問とした。

また、オンラインヒアリング調査により、各項目への回答内容に関する回答の背景や数値の内訳などの補足情報を得るとともに、ガイドラインへの適合状況を含む安心・安全な保育の提供に関する各事業者の取組状況と現状の課題についての所感を得た。

##### ア 基本情報について

- 事業者名
- マッチングサイト名
- 法人形態

- サービス開始年月日
- 認可外保育施設としての届出
- 年間マッチング件数

イ マッチングサイトに登録している保育者の状況について

- 登録されている保育者数（年齢別、性別、資格保有者数）
- マッチングサイト運営事業者と保育者との契約締結状況
- 上記で「契約している」と回答した場合の契約形態
- 上記で「雇用契約」を結んでいる場合の雇用形態別登録保育者数
- 資格確認方法及び確認を踏まえた判断の過程、結論

ウ マッチングサイトに登録している利用者の状況について

- 登録されている利用者数（年齢別、性別）
- 登録されているこどもの人数（年齢別、性別）
- 兄弟姉妹とともに利用している場合に、複数名のこどもを保育することの有無
- 保育者1人あたり、最大何人までのこどもが保育されるか（上限数）
- 回答日時点における時間帯あたりの利用者数

エ その他について

- ガイドラインへの適合状況 ※オンラインヒアリングにて口頭確認
- 安心して安全な保育サービスの提供にむけて事業者が工夫していること・課題  
※オンラインヒアリングにて口頭確認

**(3) 調査期間**

ア アンケート調査 2025年9月16日（火）～9月22日（月）

イ オンラインヒアリング調査 2025年9月22日（月）～9月30日（火）

※上記のうち1時間～2時間程度

**(4) 調査対象**

2025年9月時点でマッチングサイトが運営されていることを確認できた8社

※調査対象事業者はこども家庭庁と相談の上で選出

## 2 調査の結果

こどもの預かりサービスのマッチングサイト調査では、前頁に記載の調査対象8社全てから回答を得た。(回答率100%)  
以下に調査項目ごとの結果を記載する。

### (1) 基本情報について

#### ア 法人形態について

8社のうち7社は株式会社、1社が合同会社であった。

#### イ サービス開始時期について

8社のうち2015年以前にサービスを開始したのは2社、2015年以降2019年以前にサービス開始が4社、残りの2社は2020年以降にサービスを開始した事業者であった。

すなわち、開業から10年以内の事業者が大半であり、試行錯誤しながら運用方法を日々改善、更新している状況の事業者も見られた。

#### ウ 認可外保育施設届出有無について

8社のうち残りの3社は、域内自治体に対して認可外保育施設の届出を行っておらず、届出を行っていない理由はいずれも「事業者自体が保育を提供するものではなく、マッチングのプラットフォームであること」であった。

5社は認可外保育施設の届出を所管監督官庁に対して行っており、その理由は「自治体による利用支援(保護者への利用料金補助)事業の事業所として認められるために必要であったから」、「自治体の公表する認可外保育事業者一覧に掲載されることに認知向上などのメリットを感じたから」などであった。

#### エ マッチング件数について

直近1年間のマッチング件数は、事業者により大きな開きがあり、10件前後(ひと月に1件程度)から、27万件近くにもものぼる事業者まで差が大きい。

マッチング件数は、後述する登録保育者数などにより左右されるほか、サービスを開始してからの期間、マッチングサイト事業以外に事業者が中核とする事業の有無、運営の方針(トラブル時にサービスに介入してコントロール可能な範囲での利用数を望むなど)によって件数が抑制されているケースもあり、さまざまな要素がマッチング件数の多寡に影響することが分かった。

## (2) マッチングサイトに登録している保育者について

### ア 登録人数、性別について

保育者の登録人数は20人未満から3,000人以上まで大きく差があり、上述のとおり各社の利用者数やマッチング件数と大きく関連している。性別はいずれも女性が圧倒的に多く、いずれの事業者においても登録保育者の9割以上を占めている。

### イ 保有する資格について

8社のうち7社について、登録している保育者において最も取得されている資格は保育士であり、7社とも保育者全体の4割以上は保育士資格を有している。その他、幼稚園教諭や看護師、指導監督基準で定める研修修了者なども、事業者によって2割近くを占めるなど、登録保育者が保有する主な資格の1つであることが認められた。

大半の事業者が、保育者の登録時点で、保育士資格など取得資格情報や研修修了を証明する書類の提出を求めるなどの確認していた。資格の保有を確認した上で、登録希望の保育者が各社のサービス方針や倫理観、求めるスキル等に適合するかどうかという点を面談や研修を通じて確認し、登録可否を決定していた。

一方で、8社のうち1社は、保育士、幼稚園教諭、看護師、准看護師、家庭的保育者、指導監督基準で定める研修修了者のいずれでもない、資格がない保育者が、全体の8割近くを占める状況であった。同社は、外国語を用いたシッターサービスを行うベビーシッターが多く登録するプラットフォームであることを特徴としており、外国語習得環境の提供をベビーシッターサービスとともに求める利用者のニーズに対応するサービスを行っていた。必ずしも日本の関連資格の保有のみが、ニーズに合致するための質を証明するものではないという方針のもと、同社では日本の関連資格用の研修資料を翻訳してベビーシッターに提供することや、登録に際して複数スタッフが面談を行い、これまでの経験や人柄について多角的に確認することで、保育の質と安全性の担保を試みている。

### ウ マッチングサイト事業者と保育者の契約締結等の状況について

保育者がマッチングサイト上で活動を行うに当たり、両者の間で契約締結等を行っているかという質問に対しては、8社の回答は2つにわかれた。

具体的には、プラットフォームの役割を行うにあたり、登録保育者を、利用者（ベビーシッターサービスを受ける側）と等しく「プラットフォームの登録者」と見るか、あるいは、プラットフォーム的役割というよりも実質的にベビーシッターを派遣することに近い存在として、利用者と保育者を繋ぐ中間支援的役割を果たすことを自認しているかによって、大きく回答がわかれた。前者の場合は契約締結を行わず、利用規約への同意の上で保育者に登録行為をしてもらうこととしているパターンが多かった。

■ 契約締結有無それぞれの理由

契約締結等を行っている理由	契約締結等を行っていない理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一部は委託型での保育サービス提供を運営しており、下請法の観点からも保育者との業務委託契約がスキーム上必要となるため。</li> <li>• マッチングサイトではあるが、利用者の要望に応じて、マッチングを成立させ、保育者を派遣し、利用者とのコミュニケーションに関与するサービスも実施しているため、保育者全員と委託契約を結んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ベビーシッター派遣会社ではないため。</li> <li>• 利用規約に則った保育サービス提供をして頂くため、利用規約遵守の誓約書の提出を求めており、雇用契約ではない。</li> </ul>

### (3) マッチングサイトに登録している利用者について

#### ア 登録人数、性別、年齢について

利用者の登録人数は100人未満から30万人近くまで大きく差があった。断続的な利用、スポット利用まで登録者に含めるかどうかは各事業者により判断が異なるため、一概に数の多寡を論じることは難しいが、各社による差については、概ね登録保育者数の差と連動する形であった。

また、預かるこどもの年齢は必要な範囲で把握するが、利用者（保護者）の年齢はそもそも把握していない、という場合も見られた。

#### イ 複数名のこどもの預かり有無と、一度の上限人数について

一度に複数名のこどもの預かりを推奨していない事業者もあったが、8社とも、複数名のこども保育は不可としているものではなく、「あり」と回答した。上限人数は、いずれの施設も3人又は4人であり、最も手がかかる乳児の預かりを基本に想定し、認可外保育所の指導監督基準を根拠に人数設定した事業者もあった。

#### (4) その他について

##### ア 安心・安全への取組みについて

多くの事業者がガイドラインの内容と自サービスの適合状況を把握し、ガイドラインの遵守に努めていた。安心・安全の質の担保についてはいずれの事業者も注力しているが、注力する場面とポイントは事業者ごとに違いが見られた。大別すると、犯罪歴のあるベビーシッターや安全管理の認識が著しく低いベビーシッターの登録を防ぐための取組みを行うことと、実際の保育サービスを提供する際に、事故やトラブルの未然防止又は保育者を指導・サポートする取組みを行うことの2つに分かれた。

##### ■ マッチングサイトの安心・安全性を高めるための取組例

懸念のある保育者の登録を防ぐ取組みの例
<ul style="list-style-type: none"><li>・保育者の登録に複数のステップを要し（書類選考→テスト→面談）、全てのステップがクリアしないと登録ができない仕組みとしている。</li><li>・定期的に「反社チェック」を行い、保育者をスクリーニングしている。</li><li>・面談にチェックリストを作成し、保育者の人柄、コミュニケーションを確認している。面談終了後、面談担当者などのスタッフ全員の承認を得ないと登録を許可しない仕組みとしている。</li></ul>
保育サービス中の事故やトラブルの防止支援を行う取組みの例
<ul style="list-style-type: none"><li>・保育者・利用者双方にとっての保育の透明性を確保することを目的とし、保護者に対して、見守りカメラの設置を推奨している。</li><li>・あくまで保育者と利用者間の契約に基づくサービス提供ではあるが、運営としてトラブルシューティングに入る必要があると考える。トラブルの際に問合せを受け仲介することもある。</li><li>・トラブル時に備え、緊急用の記載シート様式を用意している。</li><li>・保育者と利用者が打合せをする機会を設けるなど、利用者が安心するサービスの流れを構成・設定している。</li></ul>
その他の工夫例
<ul style="list-style-type: none"><li>・保育者が登録される前の段階で実地研修を行っている。協力してくれる利用者宅で数時間の保育、終了後の報告までを保育者に実践してもらうことで、保育者が安心・安全な保育提供スキルが十分にあるかどうかを確認する。</li></ul>

##### イ 安全な保育の提供に関する課題について

事業者からは、マッチングサイト運営という立場からの保育者への関わり方や、現状において過去に犯罪歴のある者が登録者となることの懸念が払しょくしきれないことなどへの懸念や課題について意見があった。

##### <主な意見>

- ・日中・夜間を問わず問合せ対応するなど、登録保育者が保育サービスを提供する際のサポートに努めている。犯罪歴があるベビーシッターが登録しないように努めることは無論であるが、そのような明らかに問題があるとまでは言えないような

質の部分（こどもへの声掛けの仕方・関わり方に気になる点がある場合など）について、どこまで保育者に指摘していくべきかどうかの判断が難しい。

- さまざまな地域に住む保育者が登録しているが、認可外保育施設の集団研修について、実施方法もカリキュラムも自治体によって大きなばらつきがあるようである。各保育者の経験やスキルが異なる中で、受けられる研修の内容が大きく異なるように、ある程度統一されることがよいと感じる。
- 保育者の登録に当たっては、書類選考と面談に加え、インターネットで氏名を検索すること等により、問題がないか確認をしている。しかし検索等の作業にも限度があるため、完全に不安を払拭することは難しいと感じる。未来に起こりうる犯罪を未然に防ぎきることに繋がるかは疑問であるが、犯歴を確認するデータベースを活用できることが望ましい。
- 保護者にとって、ベビーシッターの利用が身近になってきたように感じる。一方で、自分のこどもが生まれる以前に起きた事件や報道は、印象に残りづらく、知らない保護者も多いのではないかと感じる。事件・事故が発生した後に報道により一時的に関心が高まり、その後風化してしまうのではなく、安全への意識が保たれるような仕組みが構築されるとよいと感じる。

## 第4章 認可外保育施設に対する実態状況アンケート調査

### 1 調査の概要

比較的自由度の高いサービスを提供する認可外保育施設は、施設の類型や特性が幅広い。このような多様な認可外保育施設が、サービスの受け皿として機能しつつ指導監督基準に適合することを促すためには、現状の認可外保育施設の運営状況を把握し基準適合に向けた課題を明らかにすることが重要である。

そこで本研究では、全国の認可外保育施設に対して実態調査を実施した。

#### (1) 調査方法・調査対象

全国の認可外保育施設に対して、所管自治体を通じて調査票をメールで送付し、メールに記載のURL等から専用のアンケートフォームにアクセスしてもらう形式で実施し、任意で回答を依頼した。

#### (2) 調査項目（回答日時点の見解について調査）

設問の設定に当たっては、施設の基本情報（法人主体、施設類型と、保育特性等）をたずねた上で、施設の利用者数（年齢別含む）、従業員数、開所時間帯や利用料金などの運営情報を質問し、併せて、施設が保育の質向上にむけて工夫している点や課題、施設の研修・マニュアル整備状況、認可保育所への移行希望などについて調査した。

##### ア 施設の基本情報について

- 施設の名称
- 施設の所在地（都道府県及び市町村）
- 設置主体
- 施設の類型
- 上記の施設類型で「認可外の居宅訪問型保育事業（個人）（個人のベビーシッター）」を選択した場合の、個人のベビーシッターとの雇用・委託状況
- 施設の保育特性
- 指導監督基準を満たす旨の証明書の保有状況
- 自治体独自の認証の有無と認証を受けている場合の名称

##### イ 施設運営に関する情報について

- 施設利用定員の有無
- 施設利用定員数（年齢別）
- 指導監督基準における保育に従事する者の配置人数の遵守状況
- 従事者の配置人数（こどもあたり人数、総数性別、資格別、常勤／非常勤別）
- 利用児童数（年齢別）

- 利用児童のうち無償化対象人数（年齢別）
- 時間帯別利用児童数
- 利用児童のうち障害児等、医療的ケア児、外国人児童等の数
- 施設の通常の開所時間（曜日別）
- 2024年度（令和6年度）中の公的な補助金・助成金の有無
- 上記で有の場合の、認可外保育施設の運営費総額（保護者からの保育料収入等を含む）に占める公的な補助金・助成金の割合
- 利用料金の設定単位
- 上記で月額利用料金を設定している場合の、月額利用料金の金額（年齢別）
- 利用料金で時間単位利用料金を設定している場合の、時間単位利用料金の金額（年齢別）
- 利用料金で時間単位利用料金を設定している場合の、会員／非会員別の利用料金の金額（年齢別）
- 保育認定を受けることができなかったこどもの有無と、有の場合の理由
- どのようなこどもを受け入れているか
- 運営上の困りごと
- 保育の質の確保・向上のための工夫点
- 今後の方向性（認可保育所への移行予定）
- 認可外保育所から移行する予定又は移行を希望する施設・事業
- 認可外保育所から移行する予定がない場合にその理由
- 認可基準の基準充足状況
- 認可基準に満たない点
- 研修の実施状況
- 安全管理・事故防止についての研修実施やマニュアルの整備状況

## （2）調査期間

2025年11月19日（水）～12月5日（金）

■（参考）アンケート調査票（全2ページ）

## 認可外保育施設の実態状況アンケート調査

（令和7年度）

原則、令和7年3月31日時点の状況をご回答ください。

※設問に指示がある場合は設問の指示に従って回答してください。

※都道府県、市区町村にも情報が共有される場合があります。

問1 施設の名称をお答えください。	
問2 施設の所在地をお答えください。 ※都道府県選択+市町村記入	
問3 貴施設の設置主体をお答えください。	1 個人 2 公立 3 株式会社・有限会社 4 社会福祉法人 5 社団法人・財団法人 6 NPO法人 7 2～6以外の法人 8 任意団体 9 その他
問4 施設の類型をお答えください。	1 事業所内保育施設(院内保育施設・企業主導型保育施設を除く) 2 院内保育施設 3 企業主導型保育施設 4 ベビーホテル(夜8時以降の保育、宿泊を伴う保育を常時運営している施設) 5 ベビーホテル(一時預かりのこどもが利用児童の半数以上で常時運営している施設) 6 認可外の居宅訪問型保育事業(事業者)(ベビーシッター事業者) 7 認可外の居宅訪問型保育事業(個人)(個人のベビーシッター) 8 その他の認可外保育施設
問4-1 (問4で7を選択した回答者のみ回答) 個人のベビーシッターとの雇用や委託の状況をお答えください。 ※複数回答可	1 事業者と雇用契約を結んで居宅訪問型保育を行っている 2 事業者と委託契約を結んで居宅訪問型保育を行っている 3 マッチングサイト事業者と雇用契約を結んで居宅訪問型保育を行っている 4 マッチングサイト事業者と委託契約を結んで居宅訪問型保育を行っている 5 マッチングサイトを活用しているが雇用・委託契約は結んでいない 6 事業者への所属やマッチングサイトの活用はない 7 その他(具体的に )
問5 貴施設の保育特性にあてはまるものをお答えください。 ※複数回答可 ※ 外国人児童等は国籍にかかわらず、父・母の両方、または、そのどちらかが外国出身者であると思われるこども。日々のこどもや保護者とのやりとりの中で、貴施設として把握されている範囲でご回答ください。(保護者等に確認する必要はございません。)	1 外国人児童が多い施設(施設の全て又は多くが外国人児童である施設) 2 国家戦略特区制度特例措置活用施設(外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例) 3 早期保育を行う施設 4 夜間保育を行う施設(=ベビーホテル(夜8時以降の保育を常時運営している施設)) 5 24時間保育(=ベビーホテル(宿泊を伴う保育を常時運営している施設)) 6 特定の保育方針により運営している施設(モンテッソーリ・シュタイナー等) 7 外国語教育を行う施設(インターナショナルプレスクール等) 8 自然活動を行う施設(森のようちえん等) 9 スポーツ教育を行う施設 10 IT・プログラミング教育を行う施設 11 その他(具体的に )
問6 指導監督基準を満たす旨の証明書の保有状況をお答えください。	1 保有している 2 保有していない 3 不明
問7 自治体独自の認証を受けているか、また、受けている場合はその認証の名称をお答えください。	1 受けている(自治体独自の認証の名称: ) 2 受けていない

問8 施設利用定員の有無をお答えください。	1 有 2 無																
※認可保育所においては、施設利用定員が定められています。施設利用定員の状況について回答してください。																	
問8-1 施設利用定員数をお答えください。 (問8で1を回答した回答者のみ回答)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>学童</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	学童	その他	人	人	人	人	人	人	人	人
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	学童	その他										
人	人	人	人	人	人	人	人										
問9 指導監督基準における保育に従事する者の配置人数を遵守していますか。	1 指導監督基準通りの配置基準で運営している 2 指導監督基準より手厚い配置基準で運営している 3 指導監督基準に満たない配置基準で運営している 4 配置基準を定めていない 5 その他(具体的に )																
※指導監督基準においては、こどもの受入れに対して、保育に従事する者の数を定めています。 (例:1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設乳児概ね3人につき1人以上、1・2歳児概ね6人につき1人以上、3歳児概ね20人につき1人以上、4歳児概ね30人につき1人以上等)																	
問9-1 保育に従事する者の配置人数について、こどもの数に対する具体的な配置人数を記載してください。 (問9で2,3,5のいずれかを選んだ回答者のみ回答)																	
0歳児	保育に従事する者 人 : こども 人																
1歳児	保育に従事する者 人 : こども 人																
2歳児	保育に従事する者 人 : こども 人																
3歳児	保育に従事する者 人 : こども 人																
4歳児	保育に従事する者 人 : こども 人																
5歳児	保育に従事する者 人 : こども 人																
6歳以上(就学前)	保育に従事する者 人 : こども 人																
学童	保育に従事する者 人 : こども 人																

問10 従事者数をお答えください。 (令和7年3月31日現在の実人員)  (※)都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市区町村長その他の機関が行う研修を含む。	保育従事者	保育士 (有資格者)	看護師・ 准看護師	幼稚園 教諭	家庭的保 育者(保育 士資格無し)	家庭的保 育 補助者 (保育士資 格無し)	都道府県 知事等が 行う保育 に従事す る者に関 する研修 (※)を受 けた者 (保育資 格無し)	外国の保 育資格を 持つ者 (日本の 保育士 資格無 し)	その他	調理員	その他 の職員	計
常勤	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
非常勤	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	常勤換算	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

## 2 調査の結果

認可外保育施設における実態状況アンケート調査では、調査対象約 20,000 (※) のうち、3,742 施設より回答を得た。(回答率約 19%)

以降に調査項目ごとの結果を記載する。

なお、端数の関係で、割合については表の各行合計が 100%にならない場合がある。

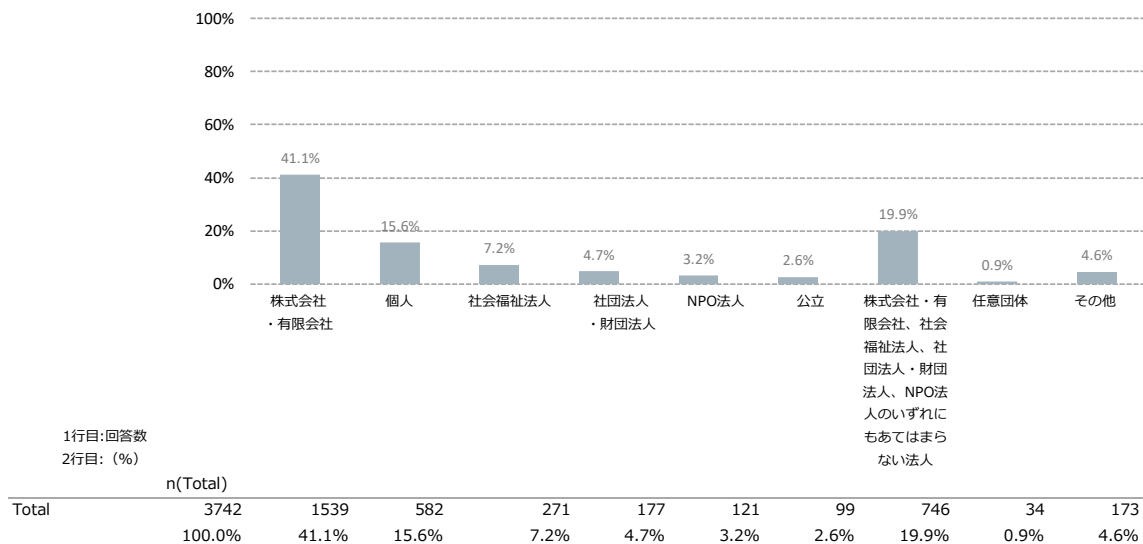
※調査は、2025 年（令和 7 年）3 月 31 日時点で運営している施設に対し、自治体から調査案内を転送する形で行ったため、総数は、全国の認可外保育施設の届出対象数に近い数であると推測できる。届出対象施設数は、2023 年度末（令和 5 年度末）の 19,971 施設が公表されている最新データである。調査基準日である 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日時点の全国の届出対象施設数は不明であるものの、2023 年度（令和 5 年度）以前の届出対象施設数の増減状況を踏まえても、大きく施設数が増減する可能性は少なく、上記では約 20,000 件と仮置きした。

### (1) 施設の基本情報に関すること

#### ア 施設の設置主体について

回答施設の設置主体は株式会社・有限会社が最も多く、41.1%であった。

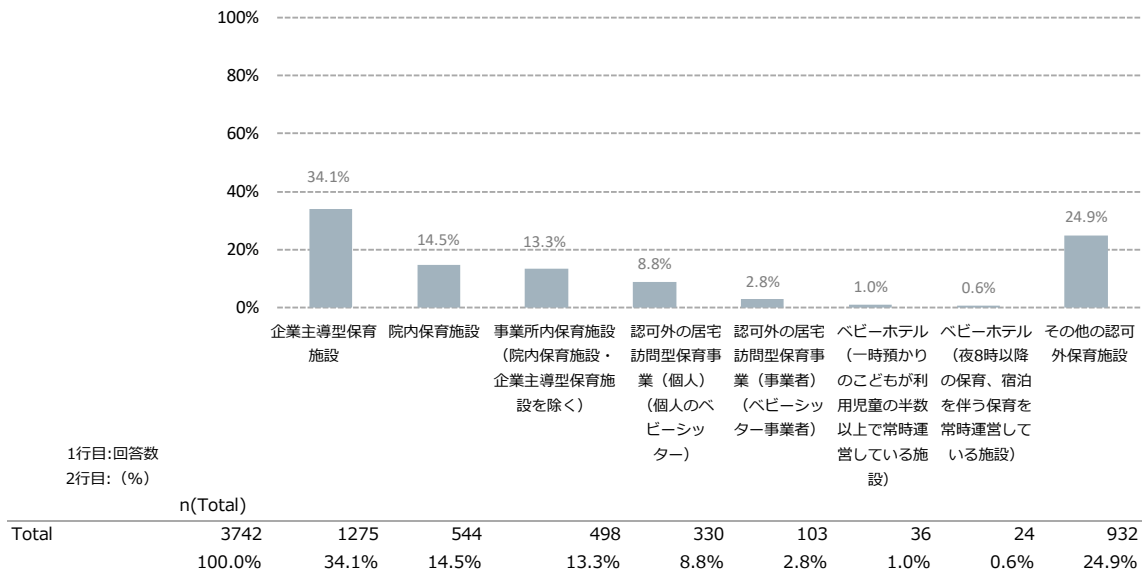
続いて、株式会社・有限会社、社会福祉法人、社団法人・財団法人、NPO 法人のいずれにもあてはまらない法人が次点で 19.9%であった。



イ 施設の類型について

回答施設の類型は、企業主導型保育施設が最も多く、34.1%に上った。

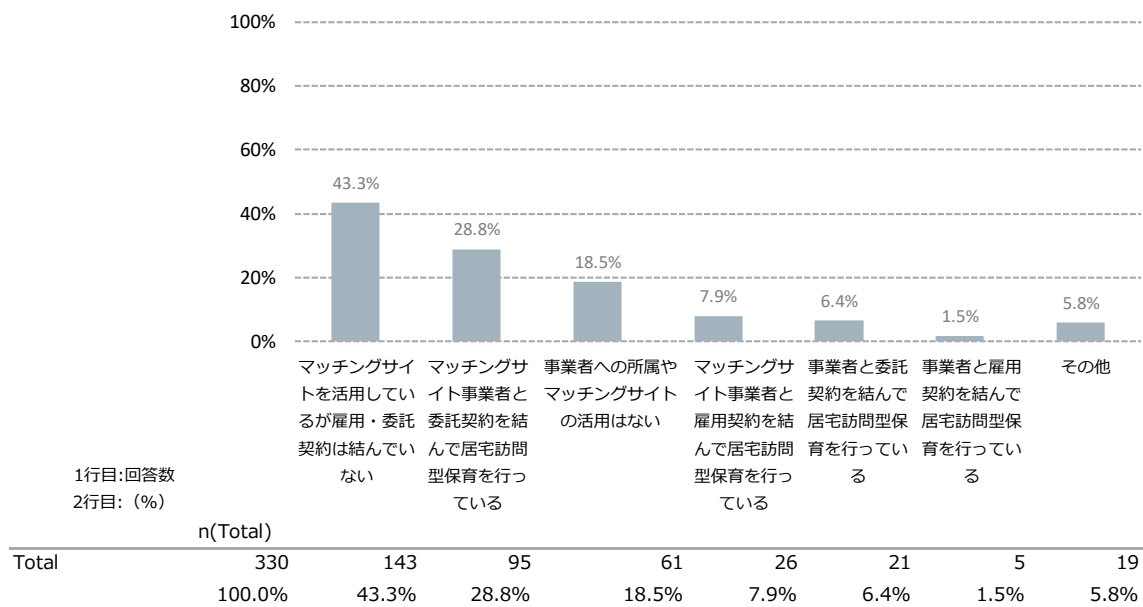
続いて、その他の認可外施設、院内保育施設、事業所内保育施設と続き、回答者において最も回答割合が少ない施設類型は、ベビーホテルであった。



ウ (イで「認可外の居宅訪問型保育事業(個人)(個人のベビーシッター)」を選択した回答者のみ) 個人のベビーシッターとの雇用や委託の状況について (複数回答可)

回答施設のうち、個人のベビーシッターについては、マッチングサイトを活用しているが雇用・委託契約を結んでいない割合が43.3%に上る。

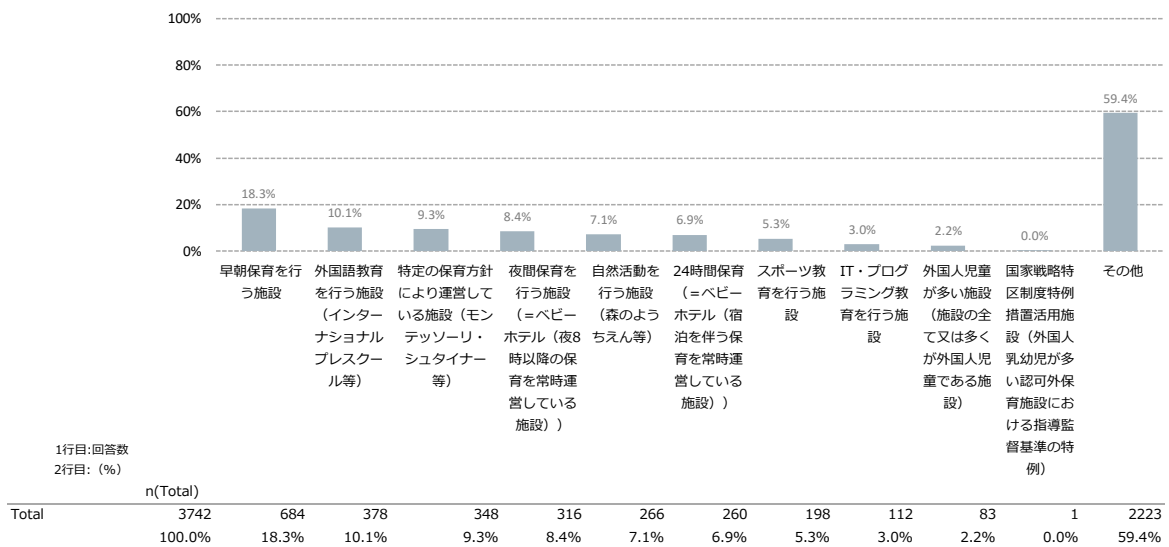
マッチングサイト事業者と委託契約又は雇用契約を結び居宅訪問型保育を行っている個人のベビーシッターは、それぞれ28.8%と7.9%であり、合計しても4割に満たないため、マッチングサイトを活用している個人のベビーシッターにおいて、雇用契約又は委託契約を結んでいない場合の方が、結んでいる場合よりも多いことがわかる。



エ 施設の保育特性について (複数回答可)

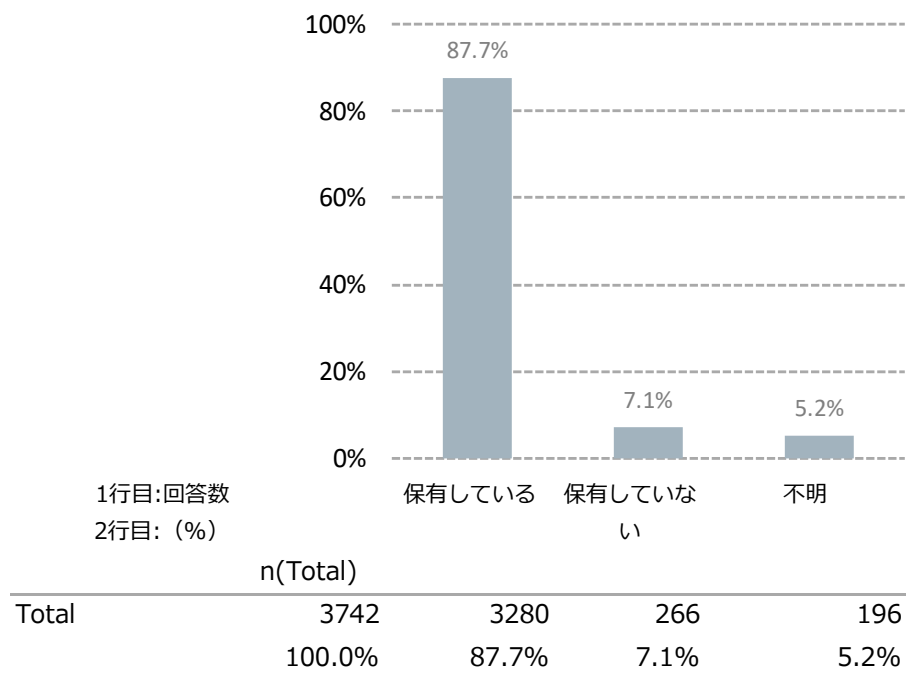
回答施設では、自施設がどのような保育特性を持つかについては、早朝保育や、外国語教育を行う施設としてニーズに対応していると答えた割合が多く、それぞれ18.3%と10.1%であった。

一方、「その他」と回答した施設が多かった。自由記述としては「特になし」が最も多く、自施設の特性について特段の認識がない施設も多かった。他には、「発達特性や障害の程度に合わせた保育」「リトミック」「芸術教育」などの記載が見られた。



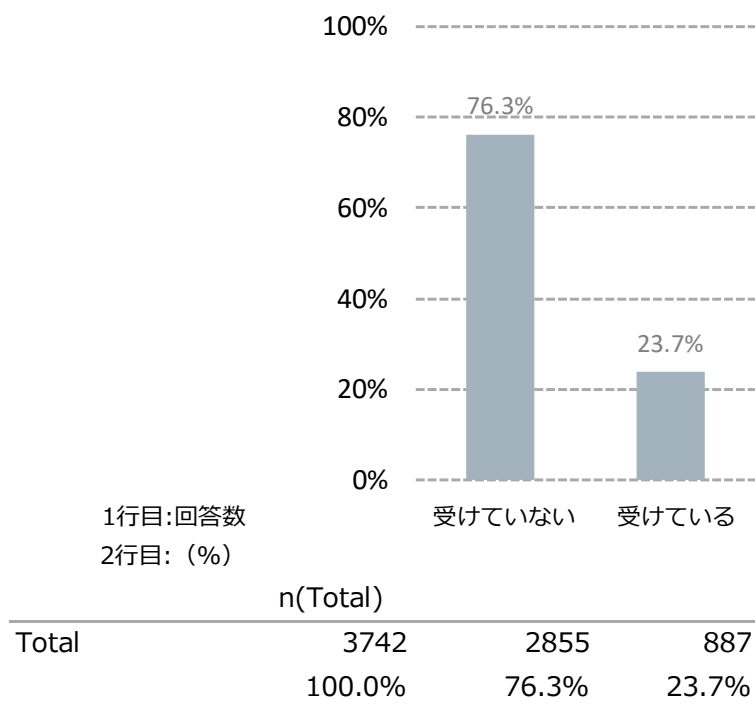
オ 指導監督基準を満たす旨の証明書の保有状況について

回答施設のうち、87.7%が指導監督基準を満たす旨の証明書を保有していたが、「保有していない」、「不明」もそれぞれ7.1%、5.2%の施設で見受けられる。



カ 自治体独自の認証について (複数回答可)

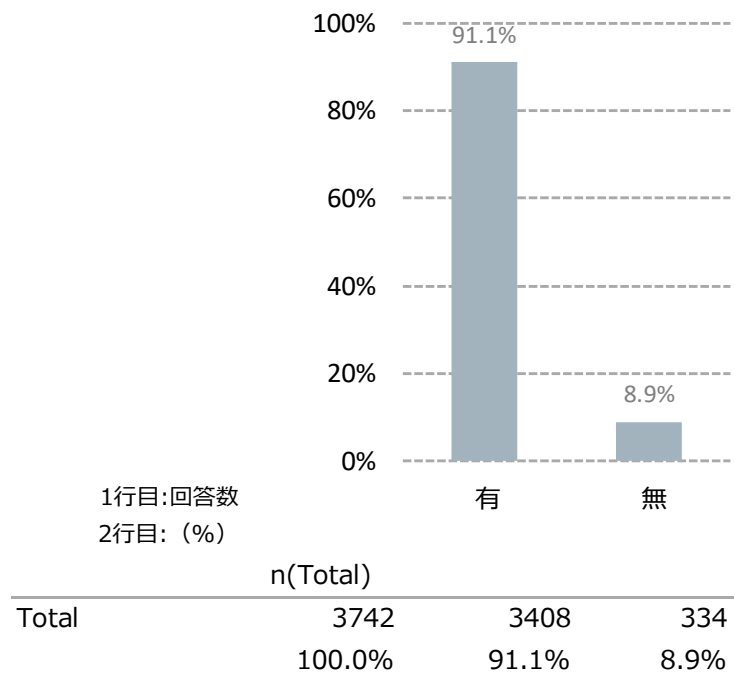
回答施設のうち、76.3%の施設が自治体独自の認証を受けていないと回答し、23.7%の施設が自治体独自の認証を受けていると回答したが、「受けている」と回答した施設の記述には、指導監督基準を満たす旨の証明書を、各自治体の独自の認証と誤認している例も数多く見受けられたため、実際に独自の認証を得ている施設は少数であると思われる。



(2) 施設の運営情報に関すること

ア 施設利用定員の有無について

回答施設のうち 91.1%が、利用定員数を設定していた。



## イ 年齢別の施設利用定員数について

前頁の質問において、施設利用定員数が「有」と回答した3,408施設において、年齢別の定員数をたずね、その平均値と中央値を算出したところ、1歳、2歳の定員数が特に多かった。

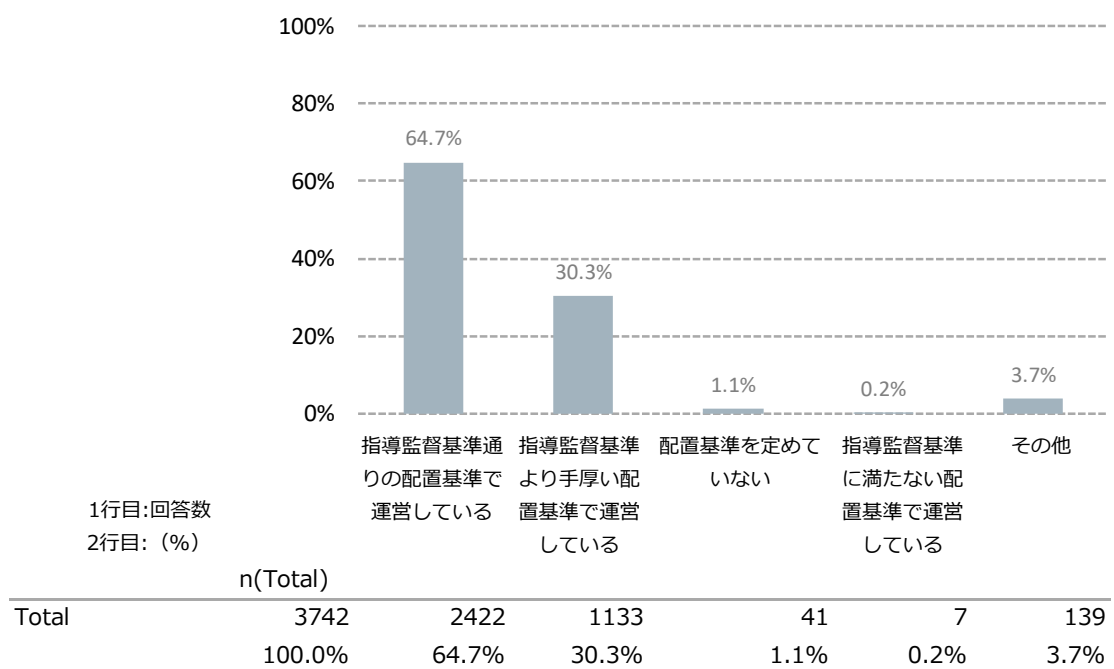
相対的に、この年齢層のこどもの預かりニーズが多いと推測される。

	n(Total)	平均値	中央値
0歳：	3408	3.1	2
1歳：	3408	4.7	4
2歳：	3408	5.5	4
3歳：	3408	3.7	1
4歳：	3408	3.3	0
5歳：	3408	3.2	0
学童：	3408	0.7	0
その他：	3408	3.7	0

ウ 指導監督基準における保育に従事する者の配置人数について

保育に従事するものの配置人数について、指導監督基準通り又はそれより手厚い配置基準で運営していたと回答した施設が、回答施設のうちそれぞれ64.7%と30.3%であり、合わせて95%に上った。

「その他」という回答も3.7%あるものの、個人のベビーシッターがこの回答をしている割合が高く、具体的な記載内容を見ると、個人のベビーシッターであるために保育従事者を配置するというより自ら対応していることを、「その他」という回答で表しているというものが大半であった。



エ 保育に従事する者のこどもに対する配置人数について（年齢別）

ウで「指導監督基準より手厚い配置基準で運営している」「指導監督基準に満たない配置基準で運営している」「その他」を選択した回答者に、年齢別のこどもの人数とそれに対応する保育従事者の人数をたずねたところ、概ね2～3人のこどもに対して1人の保育従事者が配置されていた。

	n(Total)	平均値	中央値
【0歳児】 保育に従事する者	1279	1.3	1
【0歳児】 こども	1279	2.3	2
【1歳児】 保育に従事する者	1279	1.7	1
【1歳児】 こども	1279	4.1	3
【2歳児】 保育に従事する者	1279	1.7	1
【2歳児】 こども	1279	4.3	3
【3歳児】 保育に従事する者	1279	1.0	1
【3歳児】 こども	1279	3.4	1
【4歳児】 保育に従事する者	1279	0.9	1
【4歳児】 こども	1279	3.3	1
【5歳児】 保育に従事する者	1279	0.8	0
【5歳児】 こども	1279	3.2	0
【6歳以上】 保育に従事する	1279	0.4	0
【6歳以上】 こども	1279	1.3	0
【学童】 保育に従事する者	1279	0.3	0
【学童】 こども	1279	1.0	0

オ 常勤男性の従事者数（2025年（令和7年）3月31日時点の実人員）について

回答施設においては、常勤の男性の従事者数は著しく低く、多くの施設で0人に近い状況であった。

	n(Total)	平均値	中央値
保育従事者：保育士（有資格者）	3742	0.1	0
保育従事者：看護師・准看護師	3742	0.0	0
保育従事者：幼稚園教諭	3742	0.0	0
保育従事者：家庭的保育者（保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：家庭的保育補助者（保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（※）を受けた者	3742	0.0	0
保育従事者：外国の保育資格を持つ者（（日本の）保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：その他	3742	0.1	0
保育従事者以外：調理員	3742	0.0	0
保育従事者以外：その他の職員	3742	0.1	0

カ 常勤女性の従事者数（2025年（令和7年）3月31日時点の実人員）について

回答施設における常勤の女性の従事者については、保育士が最も多く、平均で1施設あたり3人であった。保育士以外については中央値が0人であり、特に看護師・准看護師などの配置が充実している施設とそうでない施設に分かれていると思われる。

	n(Total)	平均値	中央値
保育従事者：保育士（有資格者）	3742	3.0	2
保育従事者：看護師・准看護師	3742	0.4	0
保育従事者：幼稚園教諭	3742	0.2	0
保育従事者：家庭的保育者（保育士資格無し）	3742	0.1	0
保育従事者：家庭的保育補助者（保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（※）を受けた者	3742	0.2	0
保育従事者：外国の保育資格を持つ者（（日本の）保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：その他	3742	0.1	0
保育従事者以外：調理員	3742	0.3	0
保育従事者以外：その他の職員	3742	0.5	0

キ 非常勤男性の従事者数（2025年（令和7年）3月31日時点の実人員）について

回答施設における非常勤の男性従事者は、常勤よりさらに少なく、平均値・中央値ともに0人又は0人に近い数字である。保育従事者以外の職員がいる施設がわずかにある程度であった。

	n(Total)	平均値	中央値
保育従事者：保育士（有資格者）	3742	0.0	0
保育従事者：看護師・准看護師	3742	0.0	0
保育従事者：幼稚園教諭	3742	0.0	0
保育従事者：家庭的保育者（保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：家庭的保育補助者（保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（※）を受けた者	3742	0.0	0
保育従事者：外国の保育資格を持つ者（（日本の）保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：その他	3742	0.0	0
保育従事者以外：調理員	3742	0.0	0
保育従事者以外：その他の職員	3742	0.1	0

ク 非常勤女性の従事者数（2025年（令和7年）3月31日時点の実人員）について

回答施設における非常勤の女性の従事者の平均値を確認すると、保育士や看護師・准看護師については常勤の従事者の約半分の人数であった。

しかし、特に中央値は数字が低く、平均値と中央値に差があることから、非常勤の女性従事者が多い施設とそうでない施設にわかれていると推察できる。

	n(Total)	平均値	中央値
保育従事者：保育士（有資格者）	3742	1.4	0.57
保育従事者：看護師・准看護師	3742	0.2	0
保育従事者：幼稚園教諭	3742	0.1	0
保育従事者：家庭的保育者（保育士資格無し）	3742	0.1	0
保育従事者：家庭的保育補助者（保育士資格無し）	3742	0.1	0
保育従事者：都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（※）を受けた者	3742	0.3	0
保育従事者：外国の保育資格を持つ者（（日本の）保育士資格無し）	3742	0.0	0
保育従事者：その他	3742	0.1	0
保育従事者以外：調理員	3742	0.2	0
保育従事者以外：その他の職員	3742	0.2	0

ケ 利用児童数について（年齢別）

回答施設において、年齢別の利用児童数については、1歳、2歳が多い。一方、4歳以上と0歳は利用が少なく、イの集計状況と整合する。

	n(Total)	平均値	中央値
0歳：	3742	1.5	0
1歳：	3742	3.6	2
2歳：	3742	4.0	3
3歳：	3742	3.0	1
4歳：	3742	2.2	0
5歳：	3742	2.0	0
6歳以上（就学前）：	3742	1.1	0
学童：	3742	0.7	0

コ 時間別利用児童数について

回答施設においては、日中（8時～18時）の利用児童数が最も多いが、平均値からみると、他の時間帯、特に早朝や夜間も一定の利用児童数があるため、ニーズがあることがわかる。

		n(Total)	平均値	中央値
早朝	5時～8時：	3742	2.1	0
日中	8時～18時：	3742	15.3	10
夜間	18時～22時：	3742	1.8	0
深夜	22時～5時：	3742	0.2	0

サ 利用児童数のうち施設等利用費の対象児童数（幼児教育・保育の無償化において対象となる利用児童数）について

3歳以上から該当の利用児童が増えていくが、平均値をみると、乳児においても施設によっては一定数のこどもが対象となっている。

いずれも中央値が0人であることから、特に特に3歳以上児においては、対象児童がいる施設といない施設に分かれており、状況に差があると考えられる。

	n(Total)	平均値	中央値
0歳：	3742	0.2	0
1歳：	3742	0.5	0
2歳：	3742	0.6	0
3歳：	3742	1.2	0
4歳：	3742	1.7	0
5歳：	3742	1.6	0
6歳以上（就学前）：	3742	0.8	0

シ 利用児童のうち障害児等・医療的ケア児・外国人児童等の数について

回答施設においては、利用児童のうち、外国人児童数が平均値では最も高く、続いて障害児と続く。いずれも、中央値は0人であることから、特に最も平均値の大きい外国人児童については、該当のこどもがいる施設といない施設に分かれており、状況に差があると考えられる。

	n(Total)	平均値	中央値
障害児 ※1 :	3742	0.3	0
医療的ケア児 :	3742	0.0	0
外国人児童 ※2 :	3742	0.6	0
その他の配慮が必要なこども :	3742	0.2	0

※1 障害児等は身体障害者手帳を持たない気になるこどもを含む。

※2 外国人児童等は国籍に関わらず、父・母の両方、または、そのどちらかが外国出身者であると思われるこどもを指す。

※3 日々のこどもや保護者とのやりとりの中で、施設として把握している範囲で回答している。

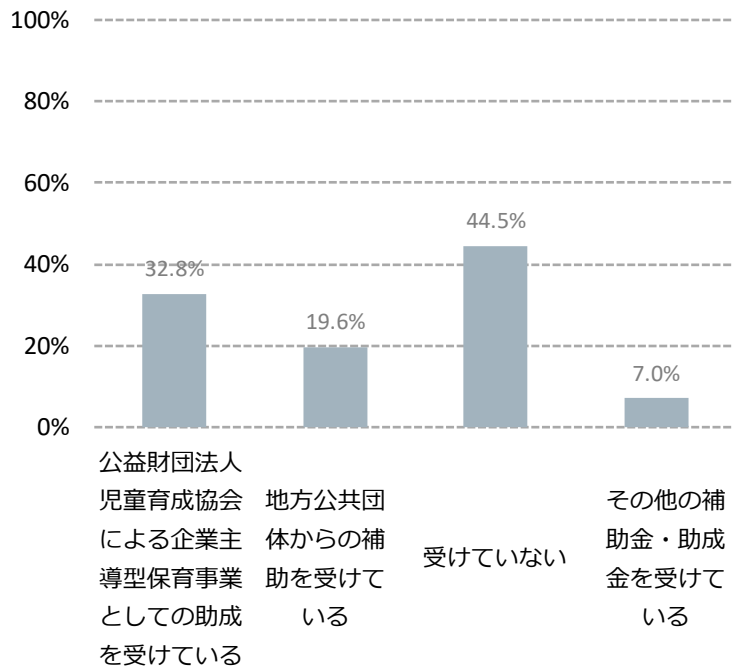
ス 通常の開所時間について (24 時間表示 例：午後 7 時→19 時 00 分)

回答施設においては、開所時刻は 7 時台に開所、18 時台に閉所という施設が多かった。しかし、土曜と日祭日は閉所しているために「不明」としている回答も一定数見受けられた。

	n(Total)	不明	平均値	中央値
平日 (開始 時)	3742	0.6%	7.5	7
平日 (開始 分)	3742	0.6%	13.8	0
平日 (終了 時)	3742	0.6%	18.2	18
平日 (終了 分)	3742	0.6%	10.8	0
土曜日 (開始 時)	3742	25.3%	7.4	7
土曜日 (開始 分)	3742	25.3%	12.4	0
土曜日 (終了 時)	3742	25.3%	18.3	18
土曜日 (終了 分)	3742	25.3%	10.5	0
日・祝祭日 (開始 時)	3742	53.3%	7.3	8
日・祝祭日 (開始 分)	3742	53.3%	11.4	0
日・祝祭日 (終了 時)	3742	53.3%	18.3	18
日・祝祭日 (終了 分)	3742	53.3%	10.5	0

セ 2024年度（令和6年度）中に受けた公的な補助金・助成金有無（該当の補助・助成複数回答可）

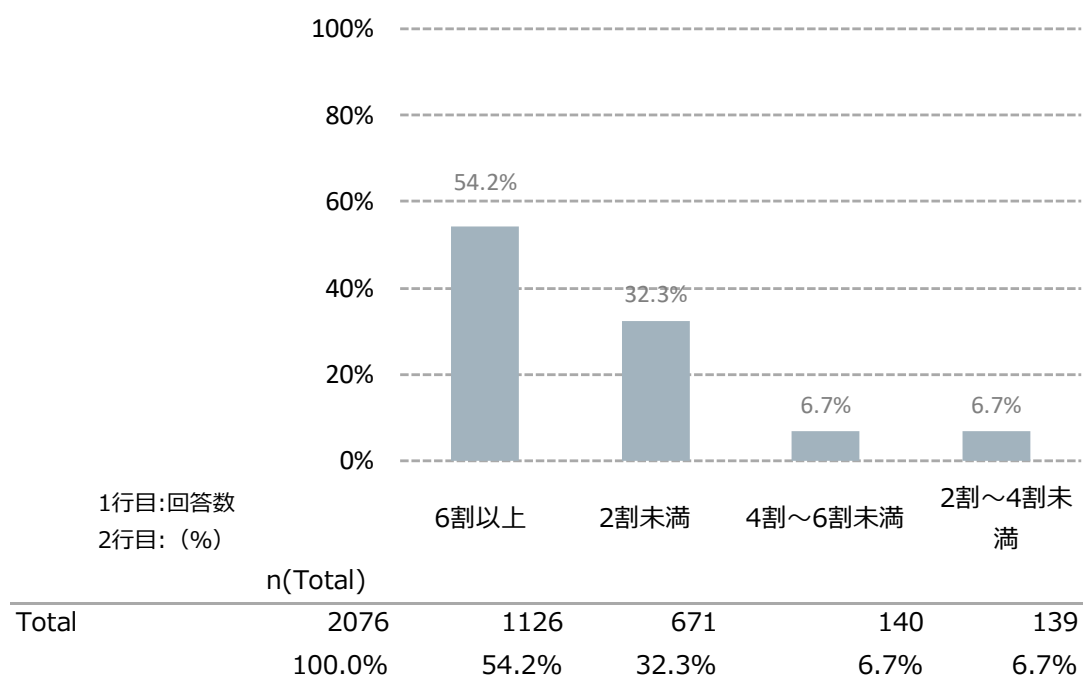
回答施設のうち、公的な補助金、助成金を「うけていない」と回答した施設が44.5%に上った。



	n(Total)				
1行目:回答数	3742	1226	733	1666	261
2行目: (%)	100.0%	32.8%	19.6%	44.5%	7.0%
Total	3742	1226	733	1666	261
	100.0%	32.8%	19.6%	44.5%	7.0%

ソ 認可外保育施設の運営費総額（保護者からの保育料収入等を含む）に占める公的な補助金・助成金の割合について

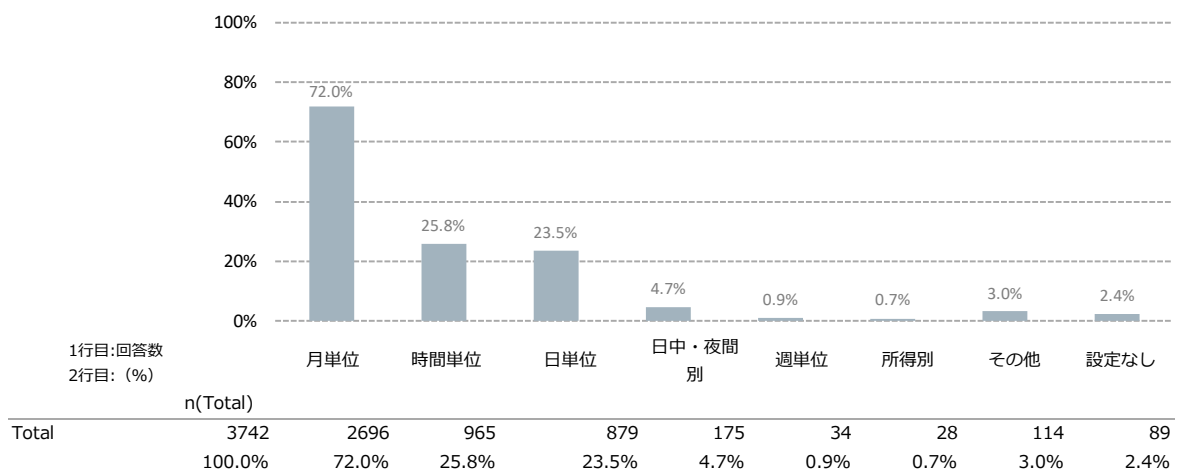
前頁セにおいて、公的な補助金、助成金を受けていると回答した2,076の施設において、運営費総額に占める補助金・助成金の割合は「6割以上」と回答した施設が54.2%と上っており、これらの施設においては、補助金・助成金が運営を支える柱となっていることがわかる。



タ 利用料金の設定単位について（複数回答可）

回答施設において、利用料金は、月単位料金を設定している施設が非常に多く、72.0%に上った。時間単位と日単位の料金も、それぞれ約 25.8%、23.5%の施設が設定しており、月単位、時間単位、日単位が最も一般的な料金設定であると言える。

一方、日中・夜間で別に料金設定をしていると回答した施設が 4.7%あった。また、利用料金の設定なしと回答した施設も 2.4%あったが、この回答をした施設は事業所内保育施設や院内保育施設が多く、福利厚生の又は本業に付随するサービスとして、従業員や病院の来院者のこどもを無料で預かっていると思われる。



チ 「月単位」の利用料金（円）（年齢別）について

回答施設における月単位の利用料金を年齢別にみると、2歳と1歳が相対的に高額で、月30,000円程度である。幼児の3歳以降は年齢が高くなるにつれ平均値が下がり、平均値と中央値の差が拡大しているため、金額帯を高額に設定する施設がある一方で、当該年齢児の預かりを行っていないか、月単位ではこどもを預かっていないために、回答上では「0円」と記載する施設が一定数あることが推察される。

	n(Total)	平均値	中央値
0歳：	2696	25013.5	26535
1歳：	2696	29735.4	30000
2歳：	2696	32518.8	31500
3歳：	2696	20004.3	8000
4歳：	2696	17999.0	6000
5歳：	2696	17863.4	5800
6歳以上（就学前）：	2696	10372.6	0
学童：	2696	1849.5	0

ツ 「時間単位」の利用料金（円）（年齢別）について

回答施設における時間単位料金についても1歳、2歳が相対的に高額であり、3歳以上は年齢とともに設定料金が下がっていく。

	n(Total)	平均値	中央値
0歳：	965	1652.2	1000
1歳：	965	1893.1	1200
2歳：	965	1823.4	1200
3歳：	965	1665.7	1120
4歳：	965	1517.1	1100
5歳：	965	1457.5	1060
6歳以上（就学前）：	965	1307.4	1000
学童：	965	1052.2	600

テ 「時間単位」の利用料金（円）（会員／非会員別、時間帯別）について

回答施設における、会員と非会員別の時間単位の料金について、平均値では会員は非会員より安価で、8割前後の料金設定である。

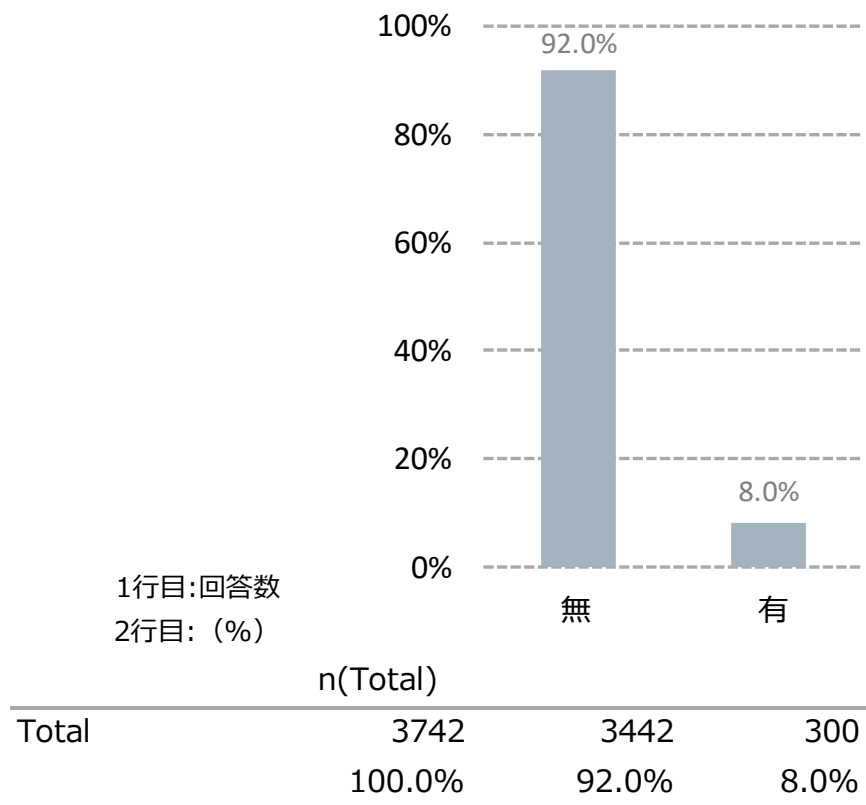
一方で、平均値と比較して、中央値は早朝と深夜の料金が0円であるため、早朝と深夜に開所していない施設が回答者には多いことがわかる。

また、平均値と比較して、中央値は会員と非会員で金額に差がないことを考えると、会員と非会員で別料金設定をしている施設は少数であり、別料金設定をしている施設において、会員と非会員の料金に大きく差をつけて設定していると推察される。

	n(Total)	平均値	中央値
【会員】 早朝 5時～8時 :	965	1085.9	0
【会員】 日中 8時～18時 :	965	1687.9	1000
【会員】 夜間 18時～22時 :	965	1193.0	300
【会員】 深夜 22時～5時 :	965	869.7	0
【非会員】 早朝 5時～8時 :	965	908.8	0
【非会員】 日中 8時～18時 :	965	1271.2	1000
【非会員】 夜間 18時～22時 :	965	988.6	300
【非会員】 深夜 22時～5時 :	965	829.5	0

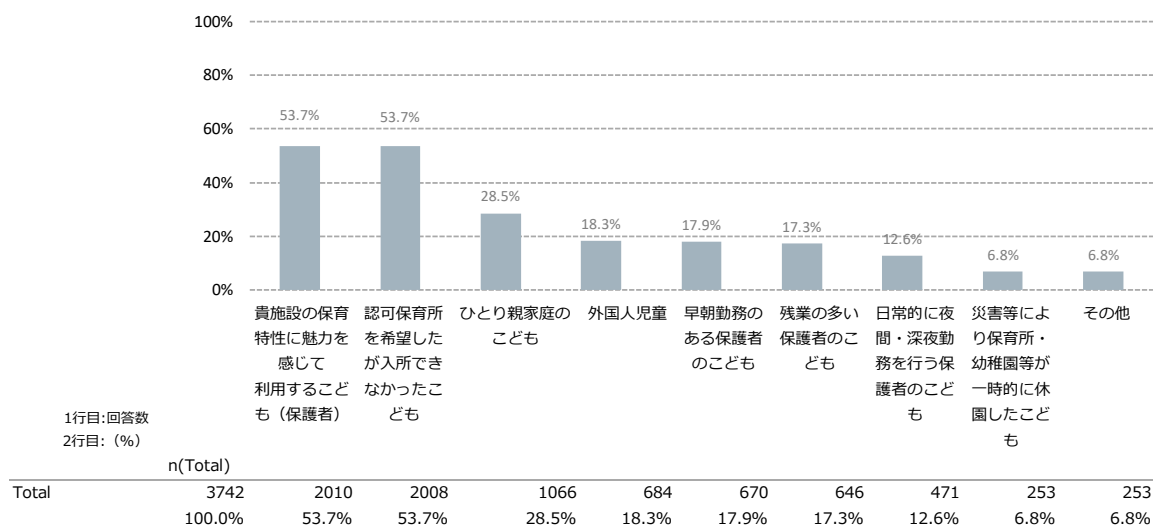
ト 保育認定を受けることができなかったこどもの有無について

回答施設のうち、92%の施設が、保育認定を受けることができなかったこどもは  
いない（無い）と回答した。



ナ どのようなこどもを受け入れているかについて（複数回答可）

回答施設において、どのようなこどもを受け入れているかについては、「施設の保育特性に魅力を感じて利用するこども（保護者）」と「認可保育所を希望したが入所できなかったこども」という回答が最も多く、共に 53.7%であった。前者からは、あえて認可外保育施設を保護者が選択しているというポジティブな動機と、認可保育所では得られない保育内容のニーズがあることがわかるとともに、後者からは、認可保育所に入れなかったこどもの受け皿のニーズも依然として大きいことがわかる。

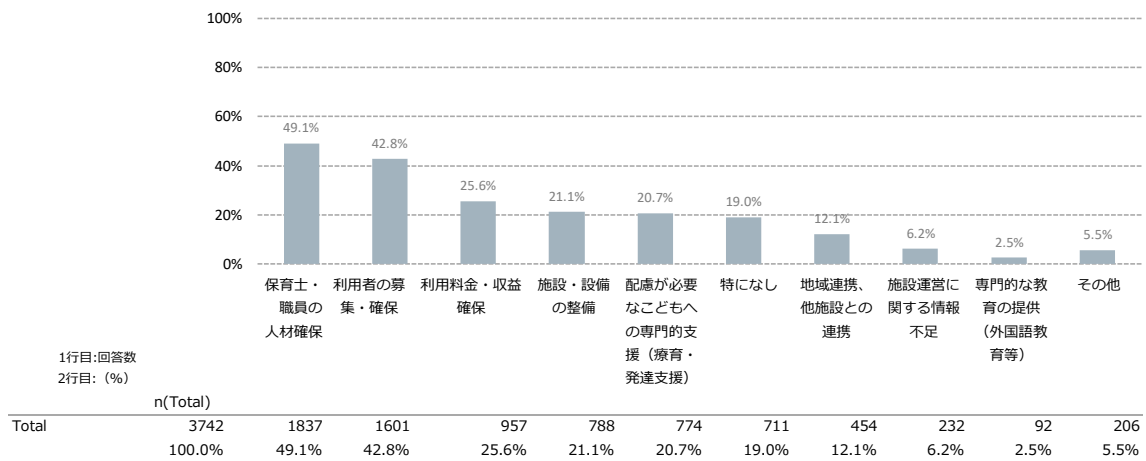


## ニ 施設が困っていることについて (複数回答可)

施設が困っていることをたずねたところ、回答施設の約半数にあたる49.1%が、保育士・職員の人材確保について困っていると回答し、人材不足が浮き彫りとなった。

一方、次点では、利用者の募集・確保に困っていると回答した施設が42.8%と続いている。

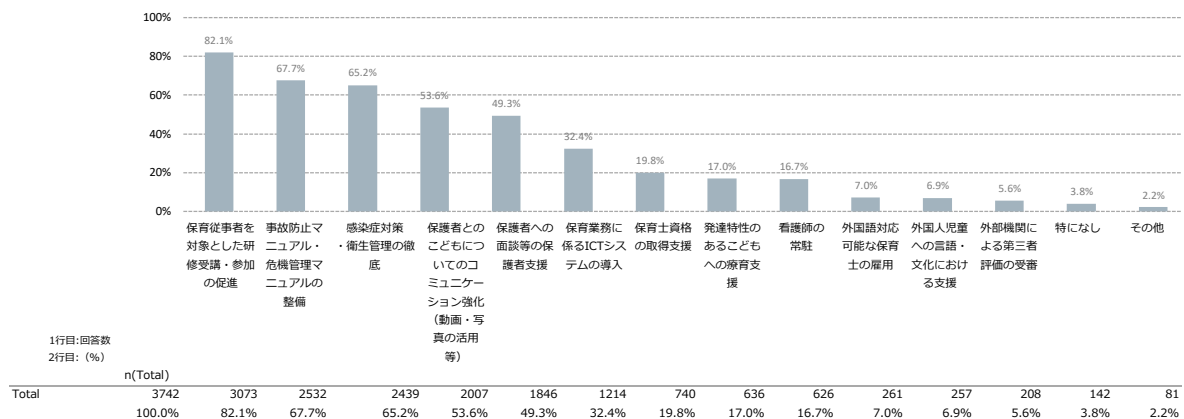
ここからは、認可外保育施設が保育の受け皿として機能する一方で、利用者が自然に充足されず確保に苦勞する状況も見られ、利用者が施設を選ぶ状況もあることが推察される。



又 保育の質確保・向上のために取り組んでいることについて (複数回答可)

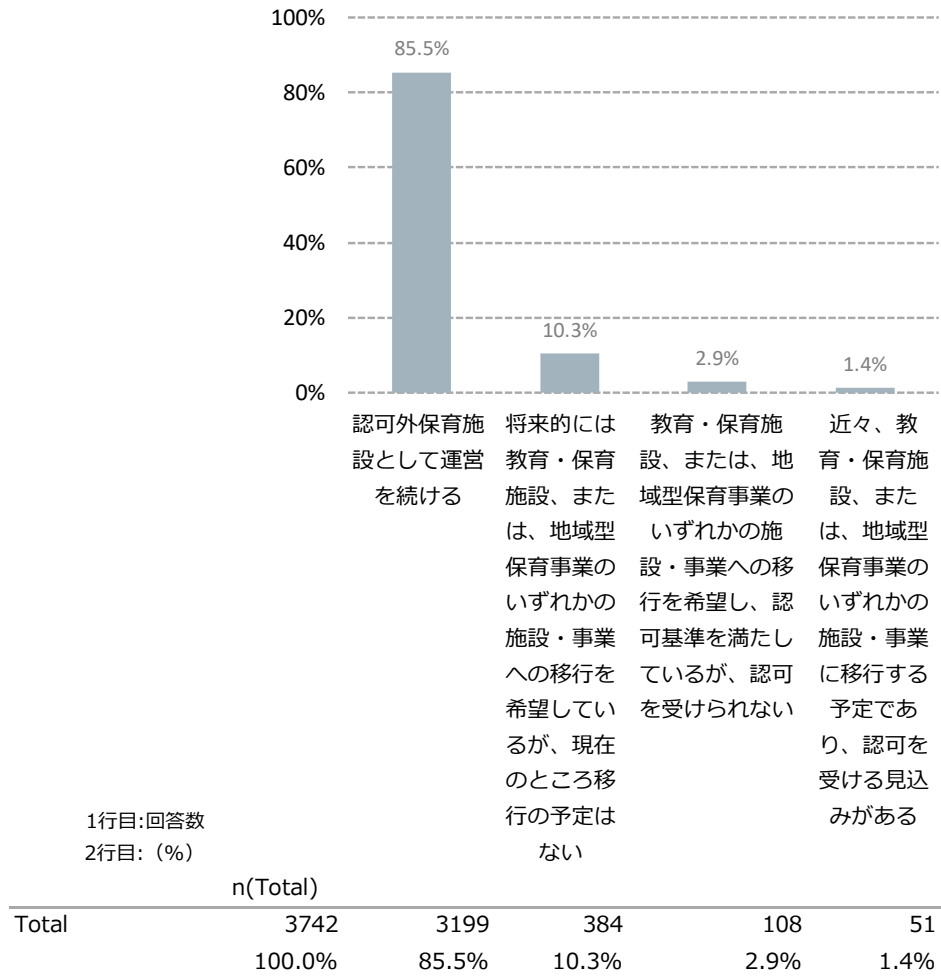
回答施設が保育の質確保・向上のために取り組んでいることとしては、保育従事者を対象とした研修受講・参加の促進と答えた施設が最も多く、82.1%であった。

次点で、事故防止マニュアル・危機管理マニュアルの整備と答えた施設が67.7%と続いた。



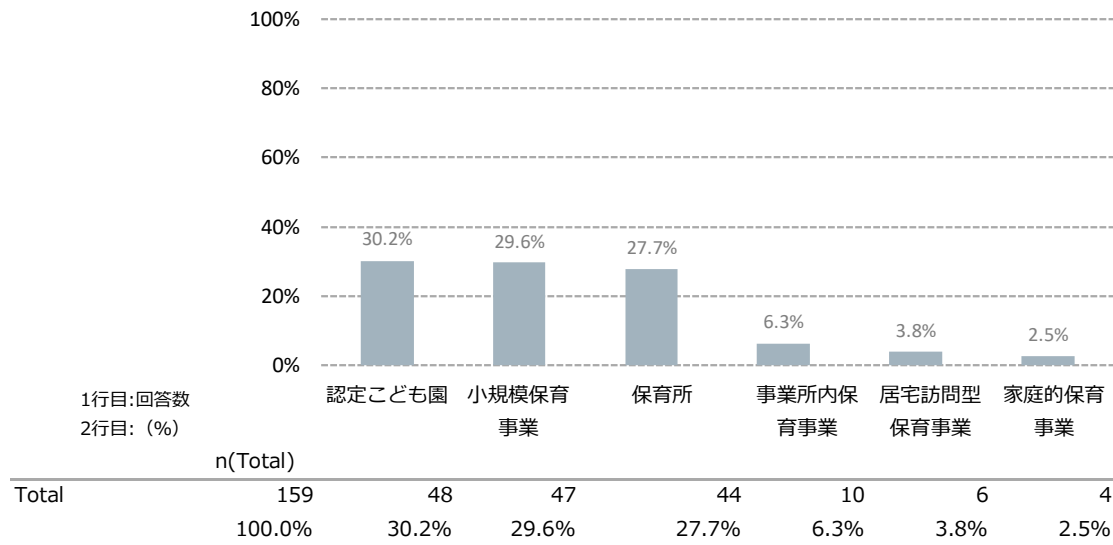
ネ 今後の方向性について

今後の方向性として、回答施設においては、認可外保育施設として運営を続けるという方向性の施設が最も多く、85.5%であった。



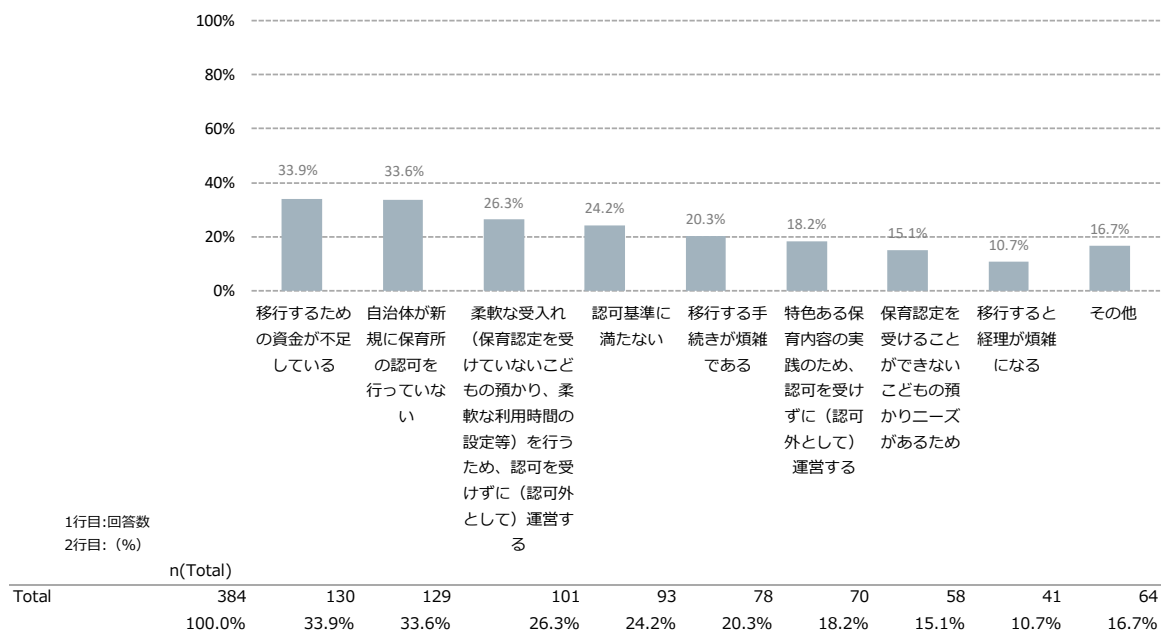
ノ 移行を希望する又は移行予定の施設における、移行先について

前頁ネで「認可外保育施設として運営を続ける」「将来的には教育・保育施設、または、地域型保育事業のいずれかの施設・事業への移行を希望しているが、現在のところ移行の予定はない」以外の選択肢を選んだ施設に対して、移行先をたずねたところ、認定こども園と、小規模保育事業所がそれぞれ 30.2%と 29.6%を占めた。



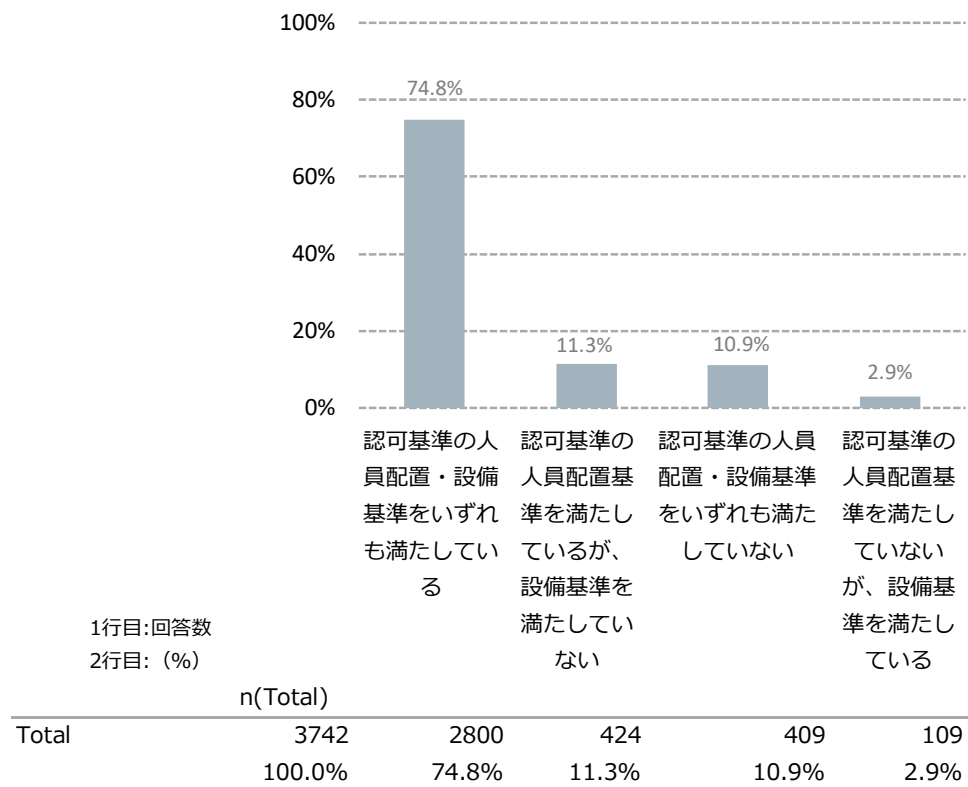
ハ 移行の予定がない理由について（複数回答可）

ネで「認可外保育施設として運営を続ける」と回答した施設に理由をたずねたところ、移行するための資金が不足しているという回答が最も多く 33.9%、次点で、自治体が新規に保育所の認可を行っていないという回答が 33.6%であった。



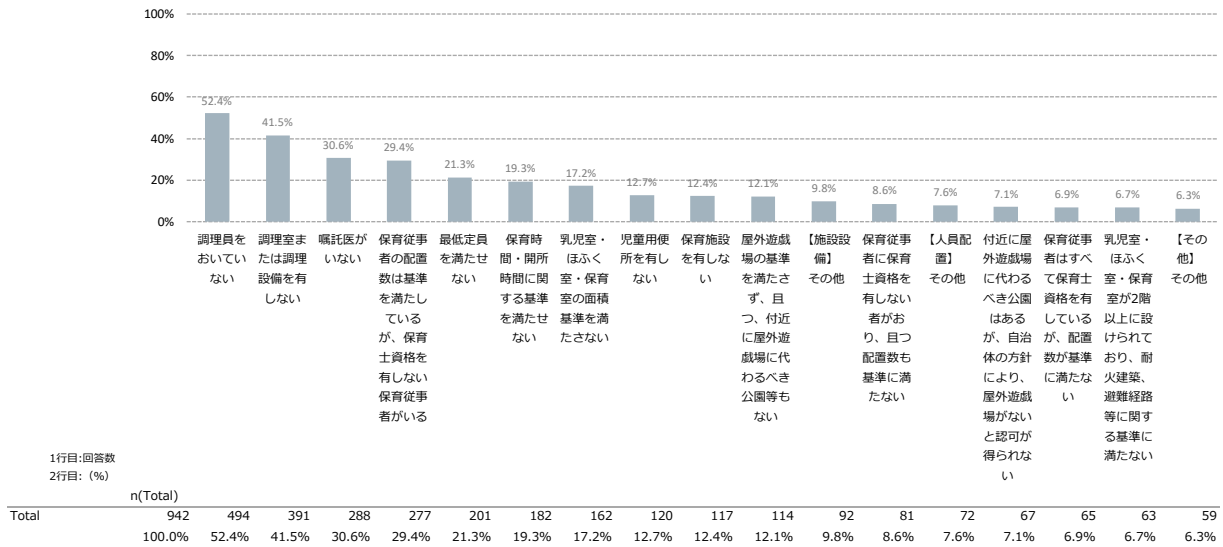
ヒ 認可基準の基準充足状況について

認可基準は、人員配置・設備基準をいずれも満たしていると回答した施設が74.8%に上った。



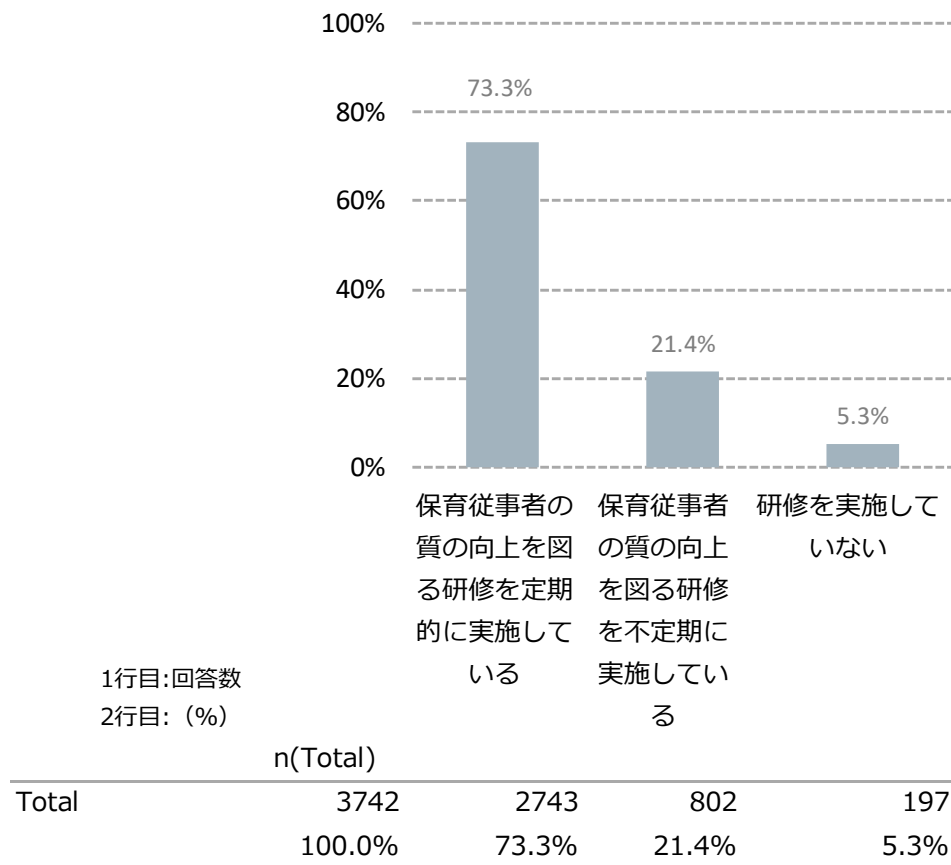
フ 基準適合に満たない点について (複数回答可)

前頁ヒにおいて「人員配置・設備基準をいずれも満たしている」と回答した施設以外に対して、基準適合に満たない点をたずねたところ、「調理員を置いていない」、「調理室または調理設備を有しない」が多く、それぞれ52.4%、41.5%に上っており、調理が行える体制・設備を整えることへのハードルが高いことが伺える。



へ 研修の実施状況について

回答施設において、研修については、「保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施している」と回答した施設が73.3%を超えた。



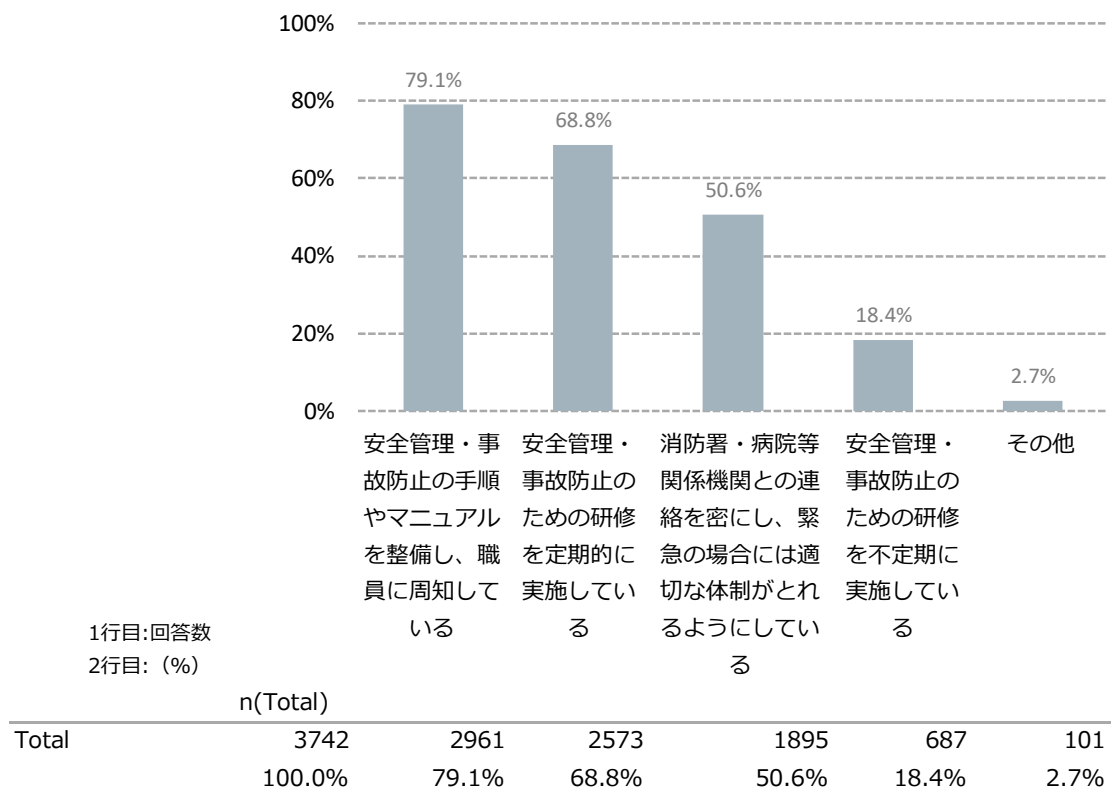
ホ 年間の研修実施回数について

上記で「保育従事者の質の向上を図る研修を定期的実施している」の回答の場合の研修の実施状況（年間の実施回数）は、平均7.1回、中央値は4回であった。

	n(Total)	平均値	中央値
Total	2743	7.1	4

マ 安全管理・事故防止についての研修実施やマニュアルの整備状況について  
(複数回答可)

回答施設において、安全管理・事故防止については、手順やマニュアルを整備し、職員に周知している施設が多く、79.1%に上った。研修を定期的実施していると回答した施設の割合も68.8%であった。



ミ 年間の研修実施回数について

上記で「安全管理・事故防止のための研修を定期的実施している」の回答の場合の安全管理・事故防止についての年間の研修回数は、平均で4.4回、中央値は2回であった。

	n(Total)	平均値	中央値
Total	2573	4.4	2

### (3) クロス集計による分析について

一括りに認可外保育施設といっても、対象とする利用者像、対応するニーズが大きく異なるため、以降では保育特性ごとの傾向の違いを確認する。

#### ア 施設の保育特性ごとの、指導監督基準を満たす旨の証明書の保有状況

回答施設の保育特性ごとに、指導監督基準を満たす旨の証明書の保有状況を確認したところ、外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）では、証明書を保有していると回答した割合が 93.9%と最も高かった。他に、IT・プログラミング教育を行う施設、スポーツ教育を行う施設、自然活動を行う施設（森のようちえん等）、特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）は、証明書を保有している割合が 90%を超えている。

一方で、ベビーホテルは、夜間保育を行う施設と 24 時間保育のいずれも、証明書を保有している割合がそれぞれ 81.3%と 81.2%と、相対的に低い割合となっている。

	1行目:回答数	保有してい		不明
	2行目: (%)	る	ない	
	n(Total)			
Total	3742	3280	196	266
	100.0%	87.7%	5.2%	7.1%
外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）	83	71	7	5
	100.0%	85.5%	8.4%	6.0%
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特	1	1	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
早朝保育を行う施設	684	603	28	53
	100.0%	88.2%	4.1%	7.7%
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル（夜8時以降の保育を常時運営している施設））	316	257	21	38
	100.0%	81.3%	6.6%	12.0%
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴う保育を常時運営している施設））	260	211	18	31
	100.0%	81.2%	6.9%	11.9%
特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）	348	314	12	22
	100.0%	90.2%	3.4%	6.3%
外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）	378	355	10	13
	100.0%	93.9%	2.6%	3.4%
自然活動を行う施設（森のようちえん等）	266	243	6	17
	100.0%	91.4%	2.3%	6.4%
スポーツ教育を行う施設	198	182	2	14
	100.0%	91.9%	1.0%	7.1%
IT・プログラミング教育を行う施設	112	103	2	7
	100.0%	92.0%	1.8%	6.3%
その他	2223	1930	131	162
	100.0%	86.8%	5.9%	7.3%

## イ 施設の保育特性ごとの時間帯別利用児童数

回答施設の保育特性ごとに時間帯別の利用児童数をみると、いずれも日中（8時～18時）の時間帯の利用児童数が多い。早朝（5時～8時）は、どの保育特性をもつ施設でも、平均値で2人前後の利用児童数があり、夜間（18時～22時）よりも平均人数が多い場合がある。ここから、保育特性に限らずこの時間帯のニーズがあることが伺える。深夜（22時～5時）に関しては平均値・中央値ともに0人に近い施設が多いが、ベビーホテルの平均人数が1人前後であり、他の保育特性の施設より多いことから、特に深夜の保育ニーズの受け皿となっていることがわかる。

		n(Total)	平均値 (人)	中央値 (人)
Total	早朝 5時～8時：	3742	2.1	0
	日中 8時～18時：	3742	15.3	10
	夜間 18時～22時：	3742	1.8	0
	深夜 22時～5時：	3742	0.2	0
外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）	早朝 5時～8時：	83	1.8	0
	日中 8時～18時：	83	25.3	15
	夜間 18時～22時：	83	1.9	0
	深夜 22時～5時：	83	0.1	0
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例）	早朝 5時～8時：	1	3.0	3
	日中 8時～18時：	1	12.0	12
	夜間 18時～22時：	1	4.0	4
	深夜 22時～5時：	1	0.0	0
早朝保育を行う施設	早朝 5時～8時：	684	3.9	2
	日中 8時～18時：	684	17.3	12
	夜間 18時～22時：	684	3.1	1
	深夜 22時～5時：	684	0.3	0
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル（夜8時以降の保育を常時運営している施設））	早朝 5時～8時：	316	2.9	1
	日中 8時～18時：	316	12.4	8
	夜間 18時～22時：	316	3.1	1
	深夜 22時～5時：	316	0.9	0
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴う保育を常時運営している施設））	早朝 5時～8時：	260	2.9	0
	日中 8時～18時：	260	13.1	10
	夜間 18時～22時：	260	2.5	1
	深夜 22時～5時：	260	1.1	0
特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）	早朝 5時～8時：	348	2.3	0
	日中 8時～18時：	348	22.2	14
	夜間 18時～22時：	348	1.9	0
	深夜 22時～5時：	348	0.0	0
外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）	早朝 5時～8時：	378	3.4	0
	日中 8時～18時：	378	35.6	23
	夜間 18時～22時：	378	2.7	0
	深夜 22時～5時：	378	0.0	0
自然活動を行う施設（森のようちえん等）	早朝 5時～8時：	266	2.2	0
	日中 8時～18時：	266	17.6	12
	夜間 18時～22時：	266	1.3	0
	深夜 22時～5時：	266	0.0	0
スポーツ教育を行う施設	早朝 5時～8時：	198	5.8	2
	日中 8時～18時：	198	30.3	19
	夜間 18時～22時：	198	3.5	0.5
	深夜 22時～5時：	198	0.1	0
IT・プログラミング教育を行う施設	早朝 5時～8時：	112	2.9	1
	日中 8時～18時：	112	20.8	12
	夜間 18時～22時：	112	2.7	0
	深夜 22時～5時：	112	0.1	0
その他	早朝 5時～8時：	2223	1.7	0
	日中 8時～18時：	2223	12.2	8
	夜間 18時～22時：	2223	1.4	0
	深夜 22時～5時：	2223	0.1	0

ウ 施設の保育特性ごとの、利用児童のうち障害児等・医療的ケア児・外国人児童等の数

回答施設において、利用児童のうち障害児等・医療的ケア児・外国人児童等の数をみると、外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）、外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）について外国人児童の平均値が高かった。意外な結果としては、これらの施設及びスポーツ教育を行う施設においては、障害児の平均人数も0.5人と相対的に多かった。

		平均値 (人)	中央値 (人)
n(Total)			
Total	障害児 ※1:	3742	0.3
	医療的ケア児:	3742	0.0
	外国人児童 ※2:	3742	0.6
	その他の配慮が必要	3742	0.2
外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）	障害児 ※1:	83	0.5
	医療的ケア児:	83	0.0
	外国人児童 ※2:	83	8.8
	その他の配慮が必要	83	0.3
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例）	障害児 ※1:	1	0.0
	医療的ケア児:	1	0.0
	外国人児童 ※2:	1	0.0
	その他の配慮が必要	1	0.0
早朝保育を行う施設	障害児 ※1:	684	0.4
	医療的ケア児:	684	0.0
	外国人児童 ※2:	684	0.5
	その他の配慮が必要	684	0.2
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル（夜8時以降の保育を常時運営している施設））	障害児 ※1:	316	0.2
	医療的ケア児:	316	0.0
	外国人児童 ※2:	316	0.3
	その他の配慮が必要	316	0.2
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴う保育を常時運営している施設））	障害児 ※1:	260	0.2
	医療的ケア児:	260	0.0
	外国人児童 ※2:	260	0.1
	その他の配慮が必要	260	0.1
特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）	障害児 ※1:	348	0.4
	医療的ケア児:	348	0.0
	外国人児童 ※2:	348	1.1
	その他の配慮が必要	348	0.3
外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）	障害児 ※1:	378	0.5
	医療的ケア児:	378	0.0
	外国人児童 ※2:	378	3.0
	その他の配慮が必要	378	0.4
自然活動を行う施設（森のようちえん等）	障害児 ※1:	266	0.4
	医療的ケア児:	266	0.0
	外国人児童 ※2:	266	0.4
	その他の配慮が必要	266	0.4
スポーツ教育を行う施設	障害児 ※1:	198	0.5
	医療的ケア児:	198	0.0
	外国人児童 ※2:	198	1.3
	その他の配慮が必要	198	0.5
IT・プログラミング教育を行う施設	障害児 ※1:	112	0.4
	医療的ケア児:	112	0.0
	外国人児童 ※2:	112	1.1
	その他の配慮が必要	112	0.3
その他	障害児 ※1:	2223	0.3
	医療的ケア児:	2223	0.0
	外国人児童 ※2:	2223	0.3
	その他の配慮が必要	2223	0.2

※1 障害児等は身体障害者手帳を持たない気になるこどもを含む。

※2 外国人児童等は国籍に関わらず、父・母の両方、または、そのどちらかが外国出身者であると思われるこどもを指す。

※3 日々のこどもや保護者とのやりとりの中で、施設として把握している範囲で回答している。

エ 施設の保育特性ごとの、2024 年度（令和6年度）中の公的な補助金・助成金の有無について

回答施設のうち、外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）、外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）及びベビーホテルについては、公的な補助金・助成金を受けていないと回答した施設の割合が高く、それぞれ 51.8%、48.7%、55.7%に上った。

1行目:回答数 2行目: (%)	n(Total)				
	地方公共団体から の補助を受けてい る	公益財団法人児童 育成協会による企 業主導型保育事業 としての助成を受 けている	その他の補助金・助 成金を受けている	受けていない	
Total	3742 100.0%	733 19.6%	1226 32.8%	261 7.0%	1666 44.5%
外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）	83 100.0%	14 16.9%	20 24.1%	7 8.4%	43 51.8%
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%
早期保育を行う施設	684 100.0%	158 23.1%	289 42.3%	45 6.6%	241 35.2%
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル（夜8時以降の保育を常時運営している施設））	316 100.0%	97 30.7%	37 11.7%	10 3.2%	176 55.7%
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴う保育を常時運営している施設））	260 100.0%	99 38.1%	24 9.2%	19 7.3%	122 46.9%
特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）	348 100.0%	79 22.7%	139 39.9%	17 4.9%	135 38.8%
外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）	378 100.0%	70 18.5%	103 27.2%	29 7.7%	184 48.7%
自然活動を行う施設（森のようちえん等）	266 100.0%	60 22.6%	102 38.3%	11 4.1%	102 38.3%
スポーツ教育を行う施設	198 100.0%	42 21.2%	101 51.0%	7 3.5%	56 28.3%
IT・プログラミング教育を行う施設	112 100.0%	24 21.4%	43 38.4%	6 5.4%	41 36.6%
その他	2223 100.0%	379 17.0%	698 31.4%	169 7.6%	1050 47.2%

オ 施設の保育特性ごとの、2024 年度（令和 6 年度）中の運営費総額（保護者からの保育料収入等を含む）に占める公的な補助金・助成金の割合について

前頁エで「受けていない」と回答した施設以外に、運営費に占める公的な補助金・助成金の割合をたずねたところ、6 割以上と回答した施設の割合が高いのは、自然活動を行う施設（森のようちえん等）及びスポーツ教育を行う施設で、それぞれ 65.2% と 63.4% であった。

	1行目:回答数	2割未満	2割～4割未満	4割～6割未満	6割以上
	2行目: (%)				
	n(Total)				
Total	2076	671	139	140	1126
	100.0%	32.3%	6.7%	6.7%	54.2%
外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）	40	17	1	6	16
	100.0%	42.5%	2.5%	15.0%	40.0%
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特	1	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
早期保育を行う施設	443	130	30	21	262
	100.0%	29.3%	6.8%	4.7%	59.1%
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル（夜8時以降の保育を常時運営している施設））	140	79	18	5	38
	100.0%	56.4%	12.9%	3.6%	27.1%
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴う保育を常時運営している施設））	138	82	26	9	21
	100.0%	59.4%	18.8%	6.5%	15.2%
特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）	213	61	8	19	125
	100.0%	28.6%	3.8%	8.9%	58.7%
外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）	194	79	3	20	92
	100.0%	40.7%	1.5%	10.3%	47.4%
自然活動を行う施設（森のようちえん等）	164	38	5	14	107
	100.0%	23.2%	3.0%	8.5%	65.2%
スポーツ教育を行う施設	142	39	4	9	90
	100.0%	27.5%	2.8%	6.3%	63.4%
IT・プログラミング教育を行う施設	71	24	2	8	37
	100.0%	33.8%	2.8%	11.3%	52.1%
その他	1173	381	76	77	639
	100.0%	32.5%	6.5%	6.6%	54.5%

カ 施設の保育特性ごとの、利用料金の単位設定について (複数回答可)

回答施設のうち、多くが月単位又は時間単位で利用料金を設定しているが、ベビーホテルに関しては傾向がやや異なっている。ベビーホテルのうち夜間保育を行う施設の32.9%が日単位料金を、また46.2%が時間単位の料金を設定しており、ベビーホテルのうち24時間保育の施設の約43.1%の施設が日単位を、また42.7%が時間単位の料金を設定している。

	1行目:回答数	月単位	週単位	日単位	時間単位	日中・夜間 別	所得別	その他	設定なし
	2行目: (%)								
	n(Total)								
Total	3742	2696	34	879	965	175	28	114	89
	100.0%	72.0%	0.9%	23.5%	25.8%	4.7%	0.7%	3.0%	2.4%
外国人児童が多い施設 (施設の全て又は多くが外国人児童である施設)	83	64	2	8	22	1	1	6	2
	100.0%	77.1%	2.4%	9.6%	26.5%	1.2%	1.2%	7.2%	2.4%
国家戦略特区制度特例措置活用施設 (外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特早期保育を行う施設)	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
早期保育を行う施設	684	490	1	148	198	64	6	23	7
	100.0%	71.6%	0.1%	21.6%	28.9%	9.4%	0.9%	3.4%	1.0%
夜間保育を行う施設 (=ベビーホテル (夜8時以降の保育を常時運営している施設))	316	165	1	104	146	68	3	14	3
	100.0%	52.2%	0.3%	32.9%	46.2%	21.5%	0.9%	4.4%	0.9%
24時間保育 (=ベビーホテル (宿泊を伴う保育を常時運営している施設))	260	142	0	112	111	62	1	10	3
	100.0%	54.6%	0.0%	43.1%	42.7%	23.8%	0.4%	3.8%	1.2%
特定の保育方針により運営している施設 (モンテッソーリ・シュタイナー等)	348	311	10	60	50	5	1	10	3
	100.0%	89.4%	2.9%	17.2%	14.4%	1.4%	0.3%	2.9%	0.9%
外国語教育を行う施設 (インターナショナルプレスクール等)	378	349	5	41	38	4	2	20	4
	100.0%	92.3%	1.3%	10.8%	10.1%	1.1%	0.5%	5.3%	1.1%
自然活動を行う施設 (森のようちえん等)	266	236	5	50	41	2	2	11	3
	100.0%	88.7%	1.9%	18.8%	15.4%	0.8%	0.8%	4.1%	1.1%
スポーツ教育を行う施設	198	184	6	37	28	2	2	8	2
	100.0%	92.9%	3.0%	18.7%	14.1%	1.0%	1.0%	4.0%	1.0%
IT・プログラミング教育を行う施設	112	102	2	34	16	2	2	7	2
	100.0%	91.1%	1.8%	30.4%	14.3%	1.8%	1.8%	6.3%	1.8%
その他	2223	1504	21	581	627	71	19	68	75
	100.0%	67.7%	0.9%	26.1%	28.2%	3.2%	0.9%	3.1%	3.4%

キ 施設の保育特性ごとに、どのようなこどもを受け入れているか（複数回答可）

どのようなこどもを受け入れているかは、その施設の特性を最も端的に表している。

回答施設のうち、「施設の保育特性に魅力を感じて利用する」保護者が自施設にこどもを預けていると回答した割合が特に高く、70%を超えているのは、外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール）の80.7%、特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）73.9%、自然活動を行う施設（森のようちえん等）70.3%、スポーツ教育を行う施設70.2%であった。

一方、「認可保育所を希望したが入所できなかったこども」を受け入れている割合は、早期保育を行う施設が65.5%と最も高かった。

	1行目:回答数 2行目:(%)	認可保育所を希望したが入所できなかったこども								
		外国人児童	早期勤務のある保護者のこども	日常的に夜間・深夜勤務を行う保護者のこども	残業の多い保護者のこども	ひとり親家庭のこども	貴施設の保育特性に魅力を感じて利用するこども(保護者)	災害等により保育所・幼稚園等が一時的に休園したこども	その他	
Total	3742 100.0%	2008	684	670	471	646	1066	2010	253	1430
外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）	83 100.0%	40	71	16	10	17	29	50	3	19
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特	1 100.0%	1	0	0	0	1	1	1	0	0
早期保育を行う施設	684 100.0%	448	149	364	162	228	282	402	72	192
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル（夜8時以降の保育を常時運営している施設））	316 100.0%	166	46	132	196	142	127	123	57	106
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴う保育を常時運営している施設））	260 100.0%	141	33	111	173	114	103	92	50	87
特定の保育方針により運営している施設（モンテッソーリ・シュタイナー等）	348 100.0%	182	80	48	22	49	88	257	16	89
外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール等）	378 100.0%	162	177	59	22	46	101	305	11	70
自然活動を行う施設（森のようちえん等）	266 100.0%	122	37	28	17	23	60	187	6	79
スポーツ教育を行う施設	198 100.0%	107	37	41	20	31	63	139	5	58
IT・プログラミング教育を行う施設	112 100.0%	46	14	22	16	19	24	51	3	55
その他	2223 100.0%	1152	284	247	164	303	568	1034	139	1095

ク 施設の保育特性ごとの、施設が困っていることについて（複数回答可）

利用者の募集・確保に困っていると回答した割合が50%を超えたのは、外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）の54.2%と自然活動を行う施設（森のようちえん等）の50.8%であった。

「保育士・職員の人材確保」に困っていると回答した割合は、いずれの特性の施設も高い傾向にあるが、早朝保育を行う施設と外国語教育を行う施設（インターナショナルプレスクール）は特に高く、それぞれ54.2%と55.0%と半数を超えた。

1行目:回答数 2行目: (%)	n(Total)	配慮が必要な ことへの専 門的支援(療 育・発達支 援)										
		利用者の募 集・確保	保育士・職員 の人材確保	施設・設備の 整備	利用料金・収 益確保	子どもへの専 門的支援(療 育・発達支 援)	専門的な教育 の提供(外国 語教育等)	施設運営に関 する情報不足	地域連携、他 施設との連携	特になし	その他	
Total	3742 100.0%	1601 42.8%	1837 49.1%	788 21.1%	957 25.6%	774 20.7%	92 2.5%	232 6.2%	454 12.1%	711 19.0%	206 5.5%	
外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）	83 100.0%	45 54.2%	39 47.0%	19 22.9%	30 36.1%	26 31.3%	6 7.2%	6 7.2%	15 18.1%	15 18.1%	6 7.2%	
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特 早朝保育を行う施設	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
早朝保育を行う施設	684 100.0%	269 39.3%	371 54.2%	149 21.8%	176 25.7%	173 25.3%	14 2.0%	46 6.7%	102 14.9%	106 15.5%	54 7.9%	
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル（夜8時以降の 保育を常時運営している施設））	316 100.0%	104 32.9%	127 40.2%	65 20.6%	84 26.6%	60 19.0%	8 2.5%	21 6.6%	44 13.9%	56 17.7%	37 11.7%	
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴う保育を常 時運営している施設））	260 100.0%	82 31.5%	109 41.9%	58 22.3%	60 23.1%	45 17.3%	8 3.1%	11 4.2%	20 7.7%	58 22.3%	20 7.7%	
特定の保育方針により運営している施設（モンテッ ソーリ・シュタイナー等）	348 100.0%	168 48.3%	170 48.9%	97 27.9%	113 32.5%	87 25.0%	14 4.0%	38 10.9%	40 11.5%	42 12.1%	56 16.1%	
外国語教育を行う施設（インターナショナルプレ スクール等）	378 100.0%	176 46.6%	208 55.0%	102 27.0%	119 31.5%	109 28.8%	18 4.8%	36 9.5%	50 13.2%	37 9.8%	63 16.7%	
自然活動を行う施設（森のようちえん等）	266 100.0%	135 50.8%	117 44.0%	82 30.8%	103 38.7%	61 22.9%	9 3.4%	21 7.9%	31 11.7%	26 9.8%	59 22.2%	
スポーツ教育を行う施設	198 100.0%	74 37.4%	101 51.0%	44 22.2%	51 25.8%	52 26.3%	10 5.1%	13 6.6%	28 14.1%	20 10.1%	53 26.8%	
IT・プログラミング教育を行う施設	112 100.0%	35 31.3%	34 30.4%	21 18.8%	25 22.3%	16 14.3%	2 1.8%	3 2.7%	11 9.8%	13 11.6%	53 47.3%	
その他	2223 100.0%	930 41.8%	1050 47.2%	416 18.7%	514 23.1%	396 17.8%	50 2.2%	114 5.1%	256 11.5%	489 22.0%	106 4.8%	

ケ 施設の保育特性ごとの、保育の質の確保・向上のために取り組んでいること  
(複数回答可)

回答施設数のうち、保育の質の確保・向上のために取り組んでいることとして、保育従事者を対象とした研修受講・参加の促進に取り組んでいると回答した割合は、いずれの保育特性の施設でも高く、概ね8割を超えた。ただし、外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）については73.5%と、他と比較してやや低い割合であった。

事故防止マニュアル・危機管理マニュアルの整備に取り組んでいる割合は、保育特性によりばらつきがあった。スポーツ教育を行う施設とIT・プログラミング教育を行う施設については、それぞれ85.9%、88.4%と85%を超えたが、ベビーホテルでは、夜間保育を行う施設、24時間保育を行う施設ともに、それぞれ67.7%、69.2%と70%を割り込み、外国人児童が多い施設（施設の全て又は多くが外国人児童である施設）については、56.6%にとどまった。

1行目:回答数 2行目: (%)	保育従事者 を 対象とし た 研修 受 講 ・ 参 加 の 促 進													外国人児童 への言語・ 文化におけ る支援	外国人児童 の発達特性 のあるこども への療育支 援	保育業務に 係るICTシ ステムの導 入	事故防止マ ニュアル・ 危機管理マ ニュアルの 整備	保護者との こどもにつ いてのコ ミュニケー ション強化 (動画・写 真)	保護者への 面談等の保 護者支援	外部機関に よる第三者 評価の受審	特になし	その他
	保育士資格 の取得支援	外国語対応 可能な保育 士の雇用 促進	看護師の常 駐	感染症対 策・衛生管 理の徹底	外国人児童 への言語・ 文化におけ る支援	外国人児童 の発達特性 のあるこども への療育支 援	保育業務に 係るICTシ ステムの導 入	事故防止マ ニュアル・ 危機管理マ ニュアルの 整備	保護者との こどもにつ いてのコ ミュニケー ション強化 (動画・写 真)	保護者への 面談等の保 護者支援	外部機関に よる第三者 評価の受審	特になし	その他									
Total	3742 100.0%	740 19.8%	3073 82.1%	261 7.0%	626 16.7%	2439 65.2%	257 6.9%	636 17.0%	1214 32.4%	2532 67.7%	2007 53.6%	1846 49.3%	208 5.6%	142 3.8%	81 2.2%							
外国人児童が多い施設（施設の全て又は 多くが外国人児童である施設）	83 100.0%	23 27.7%	61 73.5%	25 30.1%	11 13.3%	51 61.4%	37 44.6%	23 27.7%	26 31.3%	47 56.6%	47 56.6%	51 61.4%	9 10.8%	1 1.2%	1 1.2%							
国家戦略特区制度特例措置活用施設（外 国人乳幼児が多い認可外保育施設におけ る施設）	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%							
早期保育を行う施設	684 100.0%	147 21.5%	596 87.1%	27 3.9%	164 24.0%	516 75.4%	39 5.7%	152 22.2%	303 44.3%	520 76.0%	456 66.7%	398 58.2%	61 8.9%	15 2.2%	12 1.8%							
夜間保育を行う施設（＝ベビーホテル （夜8時以降の保育を常時運営している施 設））	316 100.0%	58 18.4%	262 82.9%	4 1.3%	41 13.0%	232 73.4%	18 5.7%	63 19.9%	86 27.2%	214 67.7%	185 58.5%	144 45.6%	13 4.1%	12 3.8%	6 1.9%							
24時間保育（＝ベビーホテル（宿泊を伴 う保育を常時運営している施設））	260 100.0%	39 15.0%	207 79.6%	2 0.8%	16 6.2%	191 73.5%	9 3.5%	37 14.2%	54 20.8%	180 69.2%	131 50.4%	106 40.8%	11 4.2%	10 3.8%	3 1.2%							
特定の保育方針により運営している施設 （モンテッソーリ・シュタイナー等）	348 100.0%	152 43.7%	306 87.9%	50 14.4%	60 17.2%	264 75.9%	43 12.4%	142 40.8%	197 56.6%	285 81.9%	260 74.7%	264 75.9%	30 8.6%	2 0.6%	5 1.4%							
外国語教育を行う施設（インターナシ ョナルプレスクール等）	378 100.0%	206 54.5%	328 86.8%	191 50.5%	66 17.5%	274 72.5%	129 34.1%	140 37.0%	221 58.5%	295 78.0%	286 75.7%	295 78.0%	30 7.9%	1 0.3%	6 1.6%							
自然活動を行う施設（森のようちえん 等）	266 100.0%	109 41.0%	239 89.8%	16 6.0%	40 15.0%	180 67.7%	22 8.3%	127 47.7%	137 51.5%	213 80.1%	206 77.4%	199 74.8%	25 9.4%	3 1.1%	11 4.1%							
スポーツ教育を行う施設	198 100.0%	109 55.1%	184 92.9%	27 13.6%	55 27.8%	164 82.8%	26 13.1%	98 49.5%	141 71.2%	170 85.9%	152 76.8%	161 81.3%	22 11.1%	3 1.5%	4 2.0%							
IT・プログラミング教育を行う施設	112 100.0%	85 75.9%	105 93.8%	20 17.9%	20 17.9%	102 91.1%	17 15.2%	71 63.4%	92 82.1%	99 88.4%	99 88.4%	99 88.4%	16 14.3%	0 0.0%	4 3.6%							
その他	2223 100.0%	316 14.2%	1793 80.7%	48 2.2%	348 15.7%	1401 63.0%	75 3.4%	286 12.9%	603 27.1%	1436 64.6%	1035 46.6%	950 42.7%	109 4.9%	108 4.9%	56 2.5%							

## 第5章 指導監督の参考となる事例集の更新

調査結果を踏まえ、他自治体でも参考とできる取組みの事例を抽出し、現行版の加筆・更新を行った。特に、指導監督を補完し、監査・監視ではなく支援・寄り添いの姿勢で事故防止やサービスの質向上を促す取組みである巡回支援指導に着目し、これに関して特徴的な仕組みを有している事例について更新を行った。

※なお、上記事例集は、後日こども家庭庁より自治体向けに提示予定である。

## 第6章 指導監督の参考となるQ&A集の更新

前頁の事例集に加え、自治体の業務において参考となる「指導監督の参考となるQ&A集」の時点更新を行った。

※なお、上記Q&A集は、後日こども家庭庁より自治体向けに提示である。

## 第7章 認可外保育施設の状況と指導監督にかかる今後の方向性について

本調査研究では、自治体を対象とした指導監督の実施状況調査、認可外保育施設を対象とした運営実態アンケート調査、ベビーシッターサービスを中心としたこどもの預かりサービスのマッチングサイト事業者調査を行った。本章では、これらの調査結果から明らかになった点を整理し、認可外保育施設における安全な保育サービスの提供と、指導監督基準に適合する認可外保育施設が増加するために必要な事項について論じる。

認可外保育施設を対象とした実態調査からは、施設の類型や保育の特性によって運営の実情や抱えている課題が異なることが確認された。

認可外保育施設と一括りにされがちであるが、実際には、設置の目的や条件、規模、利用者層などは多様である。企業内や医療機関内に設置され従業員の就労を支える役割を担う施設と、郊外や住宅地に専用の用地を確保して運営されている施設では、運営資金・運営基盤の状況や、安全管理すべき設備範囲や維持管理の負担、利用児童数の変動や人材確保まで大きな性質の違いがあり、困難に感じていることも今後の方向性も全く異なる。また、認可保育所に入所できなかったこどもの受け皿としての機能や、早朝・深夜など多様な就労形態への対応を重視する施設と、教育的な理念や独自の保育内容を特徴とする施設とでは、日々の運営において重視する視点や方向性にも違いがある。

このような認可外保育施設の多様性は、保護者のさまざまなニーズに応じた保育サービスを提供できるという点で、重要な意義を持っている。一方で、施設ごとの特徴や運営の前提条件が大きく異なることは、自治体による指導監督業務を複雑にしている要因の1つでもある。全ての施設に同じ視点や方法で指導や確認を行うことは難しく、安全な保育や保育の質の確保という基本的な事項についても、十分に行き届きにくくなるおそれがある。

こうした状況を象徴的に示している例として、こどもの預かりサービスのマッチングサイトが挙げられる。近年、ベビーシッターと利用者をインターネット上で繋ぐサービスが広がっており、手続きが簡単で、必要なときに利用しやすいという利便性の高さが評価されている。その一方で、個人同士を仲介する仕組みであるためベビーシッターの経験や技能の違い、身元確認の方法、事故等が発生した場合の責任の所在などについて、利用者や自治体にとって分かりづらい点が生じやすい。今回実施したマッチングサイト事業者調査では、調査対象となった事業者はいずれも各々で安全な保育の提供に向けた取組みを行っていた。しかしサービスの性質上、注意すべき点や管理が難しい部分が存在することも明らかとなった。こうした点を整理し、どのような場面でリスクが生じやすいのかというナレッジの蓄積が引き続き重要である。

自治体による指導監督の状況を見ると、立入調査の実施率は全国平均で6割程度

にとどまっている。認可外保育施設数が増加傾向にある中で、限られた体制の中で全ての施設を十分に把握することは容易ではない。そのため、施設の類型や特性に応じて、確認すべきポイントや留意点を整理し、共通の考え方として共有していくことが求められる。こうした整理が進むことで、立入調査をより効率的に実施できるとともに、基準への適合状況の判断もしやすくなると考えられる。

本調査研究を通じて明らかになったのは、まず、安全な保育サービスと保育の質の確保に向けて、より実効性のある指導監督や支援の在り方を検討していくことが今後も重要であるということである。そして、指導監督を円滑に進め、立入調査率や基準適合率を高めていくためには、認可外保育施設を一様に捉えるのではなく、その類型や特性の違いを前提として把握することが不可欠であろう。

本報告書は、株式会社日本経済研究所のホームページ (<https://www.jeri.co.jp/>) に掲載し、公開しています。

令和7年度子ども・子育て支援調査研究事業  
＜認可外保育施設に対する指導監督の実施における標準化に向けた調査研究＞  
令和8（2026）年3月  
株式会社 日本経済研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 15階  
TEL : 03-6214-4600